

森林・林業用語の解説

森林・林業用語の解説 < 目 次 >

索引（50音順）	2
1. 森林簿に関する用語	6
2. 森林施業，林業経営，森林計画に関する用語	11
3. 森林生態に関する用語	23
4. 種苗，林木育種に関する用語	27
5. 林業機械，林業用具，森林土木に関する用語	29
6. 木材組織，木材化学，木材加工・流通，特用林産に関する用語	33
7. 森林保護，緑化，森林レクリエーションに関する用語	41
8. 林野行政，法規，制度，組織に関する用語	44
< 参考図書・資料一覧 >	53

索引

(50音順)

<あ>

圧縮木材—33
圧条—27
圧力注入材—33
あて—33

<い>

育成単層林—6
育成天然林施業—11
育成複層林—6
育成林—6
維管束植物—23
井桁積み—33
板目—33
板類—33
一次遷移—23
一次林—23
1級保安林—44
（一斉林）—17
入会権—44
入会林野—44
異齡林—23
陰樹—23

<う>

魚つき林—41
受口—11
運材—11

<え>

H/D比（エイチ・ディーひ）—27
腋芽（えきが）—27
枝打ち—11
枝下高—11
枝払い—11
N樹—23
（LVL）—37
L樹—23
塩生植物—23

<お>

追口—11
追粧（おいまさ）—33

<か>

外材—33
皆伐—11
皆伐更新—11
懸木（かかりぎ）—11
拡大造林—11
架線集材—29
下層間伐—11
下層植生—23
割裂（かつれつ）—33
仮道管—33
下木植栽—12
ガリー—23
刈払い—12
刈払機—29
カルス—27
過齡林—12
環境林—41
環孔材—34
官行造林—44
幹材積—34
間伐—12
灌木（かんぼく）—23

<き>

木馬（きうま）—27
帰化植物—23
気乾材—34
基幹作業道—29
気乾比重—34
基幹林道—27
気根—24
偽心材—34
偽年輪—34
胸高直径—12
共有林—44
玉（ぎょく）—34
極相—24
菌根（きんこん）—34
菌床栽培（きんしょうさいばい）—34
禁伐—12

<<>>

（空中写真）—29
グリーン・ツーリズム—44
（クローネ）—14
クローン—27
群状択伐—12

<け>

計画的伐採対象森林—20
形状比—12
形成層—35
原生林—24
原木—35
県民の森—41
県有林—12

<こ>

小字（こあざ）—6
広域基幹林道—29
広域流域名—6
公益的機能—12
公益的機能別施業森林—12
公益的機能別施業森林等—6
航空写真—29
更新方法—6
高性能林業機械—29
構造用材—35
構造用集成材—35
後伐—12
合板—35
公有林—12
高林—24
国際森林年—44
国産材—35
木口（こぐち）—35
国定公園—45
国土保全機能—13
国土利用計画—45
国有林の地域別森林計画—45
国立公園—45
混交歩合—6
混交面積—6
混交林—6

<さ>

財産区有林—13
在住区分—6
採種園—27
材積—6
再造林—13
最多密度曲線—13
採穂園—27
在来種—27
逆目（さかめ）—35
作業種—13
作業道—29
索道—29
（削片版）—38
挿し木—27
里山林—45
散孔材—35
酸性雨—24
山地災害防止機能—6
傘伐（さんばつ）—13

<し>

市街化区域—45
市街化調整区域—45
直挿し造林—13
自家用林—13
仕口（しぐち）—35
資源の循環利用林—13
地拵え（じごしらえ）—13
枝条（しじょう）—24
自然維持林—45
自然環境保全地域—46
下刈り—13
市町村森林整備計画—14
指定施業要件—46
指標植物—24
師部（しぶ）—35
死節—35
紋（しぼ）—36
氏名コード—6
社寺有林—14
（秋材）—38
集材—14
集材機—29
集成材—36
収量比数—14
私有林—14
樹下植栽—14

樹幹—14
樹冠—14
樹冠疎密度—7
樹高曲線—14
樹脂—36
種子植物—24
樹種—7
樹種林相改良—7
主伐—14
樹木医—41
樹齡—14
春材—36
準特定市町村—15
準林班—7
上層間伐—15
小班—7
上木—24
照葉樹—24
常緑広葉樹—24
常緑針葉樹—25
植栽密度—15
植生—25
埴土（しよくだ）—25
植物群落保護林—41
植物遷移—25
除地—46
除伐—15
所有形態—7
人工造林—15
人工林—15
心材—36
新植—15
薪炭材—36
薪炭林—36
心持ち材—36
針葉樹—25
森林位置図—30
森林インストラクター—41
森林開発公団—46
森林火災—41
森林機能配置図—30
森林基本図—30
森林共済—46
森林空間利用林—41
森林組合—46
森林計画区—15
森林計画システムコード表—7
森林計画図—30

森林計画制度—15
森林航測—30
森林国営保険—46
森林GIS—30
森林整備協定制度—46
森林整備市町村—15
森林整備推進市町村—15
森林整備地域活動支援交付金—16
森林整備法人—46
森林施業—16
森林施業計画—16
森林施業の共同化—16
森林総合利用施設—41
森林と人との共生林—16
森林の機能—7
森林の種類—7
森林の流域管理システム—47
森林文化—42
森林法—47
森林保健施設—16
森林保全—42
森林・林業基本計画—47
森林・林業基本法—47

<す>

髓（ずい）—36
水源かん養機能—7
水源かん養林—42
水土保持林—16
スーパー林道—30
末口—34
スキッダ—30

<せ>

精英樹—27
生活環境保全機能—7
制限林—7
製材材積—34
製材品—34
生産森林組合—47
成長錐（せいちょうすい）—30
成長量—8
青年林業士—47
制普区分—8
世界農林業センサス—47
積層材—36
施業実施協定—48
施業の勧告—16
施業方法—8

絶乾材—36
絶乾比重—37
セルロース—37
遷移—25
全幹集材—17
穿孔性害虫—42
全国育樹祭—42
全国植樹祭—42
全国森林計画—48
漸伐（ぜんぱつ）—17
全木集材—17

<そ>

雑木—37
（早材）—36
造材—17
造作用集成材—37
草本植物—25
造林—17
壮齡林—17
束（そく）—37
測高器—30
属人森林簿—8
属地森林簿（第1）—8
属地森林簿（第2）—8
素材—37
素材材積—37
素材生産業者—37
粗朶（そだ）—30
柚角（そまかく）—37

<た>

台木—27
台切り—17
第3セクター—48
択伐—17
択伐林—17
玉切り—17
タワー・ヤード—31
単層林—17
単層林施業—17
団地共同森林施業計画—17
単板積層材—37

<ち>

地位—8
地域森林計画—18

地位級—8
地位指数—18
力枝—25
治山—31
地番—8
頂芽—28
長伐期施業—18
地利—8
地利級—8
（地理情報システム）—30

<つ>

ツープайフォー工法住宅—37
接木（つぎき）—28
つる切り—18

<て>

T/R率（ティー・アールりつ）—28
定性間伐—18
定量間伐—18
低林—25
適正伐期齡—8
点状択伐—18
天然下種—18
天然更新—18
天然更新補助作業—18
天然生林—8
天然林—25

<と>

道管—37
特定広葉樹—18
特定広葉樹育成施業—19
特定市町村—19
特定森林施業計画制度—19
特定保安林—48
特用樹—38
特用林—19
特用林産物—38
都市近郊林—48
都市計画法—48
土壌型—25
土性—25
土地基本法—48
徒長苗—28
土地利用基本計画—48
都道府県森林審議会—49

取り木—28

<な>

中目材—38
<に>
二次遷移—26
二次林—26
二段林—26
日本木材総合情報センター—49
日本林業経営者協会—49

<ね>

年輪—38

<の>

農家林家—49
農林漁業金融公庫—49
農林中央金庫—49

<は>

パーティクルボード—38
ハーベスタ—31
バイオマス—26
羽柄材（はがらぎい）—38
葉枯らし—19
播種（はしゅ）—28
伐期齡—19
伐期齡材積—8
伐採跡地—19
伐採計画の変更命令—49
伐採届出制度—50
伐採方法—9
梁（はり）—38
晩材—38

<ひ>

標尺—31
標準伐期齡—19

<ふ>

風致林—42
フェラー・バンチャ—31
フォワード—31
伏条—28
複層林—9
複層林施業—20
普通林—9

普通林道—31
復旧治山—31
不定芽（ふていが）—28
冬芽（ふゆめ）—28
プレカット—38
プロセッサ—31
分収林—20
分収林制度—50

<へ>
米材—38
平地林—42
ヘミセルローズ—38
辺材—38

<ほ>
保安林—50
保育—20
萌芽（ぼうが）—20
包括承継—20
法正林—20
北洋材—39
保健機能森林—20
保健文化機能—9
保護林制度—50
ほだ木—39
ほだ場—39

<ま>
柁目（まさめ）—39
松くい虫—42
マツノザイセンチュウ—42
（丸太材積）—37

<み>
磨き丸太—39
密度管理—20
緑と水の森林基金—43
緑の少年団—43
緑の募金—43
未立木地—20
民有林—21

<む>
むく材—39
無立木地—21

<め>
面積—9

<も>
朶（もく）—39
木材チップ—39
木材等生産機能—9
木酢液（もくさくえき）—39
木質ボード—39
木造軸組工法住宅—39
木繊維—39
木タール—39
木部—39
（木部繊維）—39
木本植物—26
木理—40
元口—40
モルダー—40

<や>
役物—40
山引き苗—28
山元立木価格—40
山行き苗—28

<ゆ>
優勢木—21

<よ>
要改良森林—9
要間伐森林—21
用材—40
陽樹—26
養生（ようじょう）—40
要整備森林—21
幼齡林—21
予備伐—21
予防治山—31

<ら>
落葉広葉樹—26
落葉針葉樹—26
ラミナ—40

<り>
リグニン—40
立地級—9

立地条件—9
流域森林・林業活性化協議会—50
流域森林・林業活性化センター—50
立木—21
立木材積—21
立木地—21
緑化推進機構—43
緑化木—43
林家—51
林業改善資金—51
林業改良指導員—51
林業技士—51
林業研究グループ—51
林業公社—51
林業事業体—51
林業専門技術員—51
林業白書—52
林業労働力確保支援センター—52
輪尺（りんじゃく）—31
林種—9
（林小班）—7
林政審議会—52
林相—9
林地開発許可制度—52
林道—32
林道からの距離—9
林道密度—32
林道網整備計画—52
林道利用区域—9
輪伐期—21
林班—9
林分—26
林木—26
林齡—10

<れ>
齡級—10
レクリエーションの森—43
劣勢木—22

<ろ>
老齡林—22
ローダー—32
ロット—40

<わ>
ワーブ—40

1. 森林簿に関する用語

用 語	解 説
育成単層林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。
育成複層林	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数樹冠層を構成する森林（施業の目的上一時的に単層とする森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。
育成林	植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林。
小字 ^{こあざ}	代表小字の記入。長いときには途中で切つてある場合もある。
広域流域名	全国森林計画における流域の単位。全国に44流域ある。八溝多賀及び水戸那珂森林計画区は那珂川広域流域、霞ヶ浦森林計画区は利根川広域流域に該当する。
公益的機能別施業森林等	複層林施業その他の森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林等の種類を区分している。
更新方法	新植，天然下種（更新），萌芽，更新困難地に区分される。
混交歩合	樹種別の立木材積により，百分率をもってあらわされたもの。
混交面積	混交林や複層林の場合，小班の総森林面積が表記される。
混交林	2種類以上の樹種が混在する森林のこと。ただし，ここでいう2種以上の樹種には林業に関係のない下木の類は含まれない。
在住区分	森林所有者が（自市町村内，他市町村内，県外等）どこに住んでいるかを区分するもの。
材積	胸高直径3cm以上の立木の幹材積。単位は m^3 とし，単位未満を四捨五入して記載する。
山地災害防止機能	土砂の崩壊，流出等を抑制することにより，山地の荒廃化を防ぎ，森林が発生源となる災害の発生を防ぐ働き。
氏名コード	森林所有者固有の番号となっている。

用語	解説
樹冠疎密度	林地面積とそこに生立する立木の樹冠投影面積との比率を調査し、10分の5以下を疎、10分の6～8を中、10分の9以上を密としてあらわしたものの。
樹種	スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ、クロマツ）、クヌギなどの樹木の種類。クヌギ以外の広葉樹は‘ザツ’と表記される。
樹種林相改良	森林の生産力を増進するために、育成単層林施業、育成複層林施業を導入すべき森林を区分している。
準林班	ほぼ同じ立地条件（標高、傾斜、地質、土壌等）よりなる平均5ha程度の区画で、林班に準ずるものである。1林班を通じて片仮名イロハの順に番号を付す。
小班 （林小班）	森林所有者別に設定された一時的な森林区画の単位。樹種、林齢、地利等が異なれば、さらに細分される。1林班を通じてアラビア数字による連続番号で示される。‘林小班’ともいう。
所有形態	森林が、個人有林のほか、県有林、市町村有林、集落有林、財産区有林等のいずれに該当するかを区分するもの。
森林計画システム コード表	森林簿は、各項目毎にコード番号の入力データにより構成されているが、コード番号の数字の意味を解読するための一覧表（早見表）が森林計画システムコード表である。森林簿をみるうえでの必需品となる。
森林の機能	森林の有する機能は木材等生産機能、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能及び保健文化機能の5つに包括区分される。機能の高低により、H（高い）、M（普通）、L（低い）の3階級に区分される。
森林の種類	森林が、普通林のほか、国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区、保安林、保安施設地区等のいずれに該当するかを区分するもの。
水源かん養機能	渇水や洪水を緩和するとともに、河川流量を一定以上に維持し、良質な水を供給する働き。
生活環境保全機能	強風、飛砂、塵埃、騒音等森林外で発生する要因による生活環境の悪化を防止する働き。また、樹木の生物としての活動を通じて酸素を供給し、湿度を維持するなどにより、快適な生活環境を保全・形成する働き。
制限林	保安林、保安林施設地区内の森林及び森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林。砂防法、自然公園法、都市計画法等各種法令に基づき立木の伐採に制限のある森林。

用語	解説
成長量	一定期間の間に立木が成長した量で、通常の単位は m^3 ／年。育成単層林，
制普区分	制限林，普通林のいずれかを区分するもの。
施業方法	育成複層林，天然生林に区分される。
属人森林簿	所有者（氏名コード順）ごとに集計されている森林簿。
属地森林簿（第1）	（市町村ごとに1林班1小班から始まる）通常の森林簿。
属地森林簿（第2）	保安林台帳番号，森林施業計画認定番号等が記入されている森林簿。
地位	林地の材積生産力を示す指数で，機構，地勢，土壤条件等の地況因子が総合化されたもの。茨城県の実施した地位指数調査結果に基づくもので，上，中，下の3等級区分で表示する。
地位級	主要な樹種別に伐期（適正伐期齢）総平均成長量を m^3 単位の等級に区分したものの。
地番	代表地番が表記されている。
地利	木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易等経済的位置の有利不利の度合を示すもの。森林簿では林班の中央から道路までの距離により区分される。
地利級	樹種別に，当該林分における $1m^3$ 当たりの立木価格の千円単位（百円単位を四捨五入）の数値をもって表記する。
適正伐期齢	地域森林計画に定める基準に基づき，育成単層林施業を実施することが適当と認められる森林を対象として，主伐として伐採することが適当な林齢として個々の森林ごとに，市町村森林整備計画において定められているもの。現段階の森林簿には‘標準伐期齢’が転記されている。平成13年の法改正により市町村森林整備計画における適正伐期齢の記載が廃止された。
天然生林	主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。この施業には，国土の保全，自然環境の保全，種の保存のための禁伐等を含む。
伐期齢材積	当該小班が適正伐期齢に達したときの予想伐積（ヘクタール当たりの伐採した立木の材積）を記入する。

用語	解説
伐採方法	皆伐，択伐，禁伐，漸伐，その他に区分される。
複層林	人工更新により造成され，年齢や樹種の異なる樹木で構成された森林のこと。単層林に対比される用語である。
普通林	制限林以外の森林。
保健文化機能	文化的，教育的，保健休養的な諸活動のための場の提供，感銘を与える優れた自然環境の維持，形成等を通じて，人間の精神的，肉体的な健康の維持，増進や資質の向上に寄与する働き。また，原生的な環境の保護，貴重な動植物の生息の場の保存等を通じて，森林生態系を構成する生物の遺伝子資源を保全するとともに学術の振興に寄与する働き。
面積	森林面積。単位はヘクタールで，少数第2位まで表示されている。複層林や混交林の場合は，上・下層，樹種ごとに欄が区分されて表記される。
木材等生産機能	健全な森林生態系の働きを通じて，木材，特用林産物，薬草，動物，林間作物，昆虫等を持続的に生産する働き。
要改良森林	森林のもつ公益的機能発揮のために，樹種又は林相の改良を必要とする森林として市町村森林整備計画において定められている森林であって，保安林その他省令で定める森林以外のもの（森林法施行令第3条第4項に規定）。
立地級	林地の森林生産力を適確に把握し，立地条件に応じた施業方法を採用するために用いられる指標。地位級に地利級を乗じたものを表記する。
立地条件	標高，傾斜，地質，土壌等それぞれの条件。
林種	人工林，天然林，伐採跡地，原野，湿地，採石地，採土地等の区分。
林相	森林を構成する樹種，疎密度，林齢，林木の生長状態などによって示される森林の全体像・外観。森林簿上では針葉樹，広葉樹，竹林，無立木地，更新困難地，竹林に区分される。
林道からの距離	林道までの最短水平距離を表記している。
林道利用区域	区域内の林道の有無を表記している。
林班	大字や天然地形等により，面積がおおむね50ha程度となるように設けられた固定的な森林区画の単位。市町村ごとに市町村の片隅からアラビア数字により連続番号で示される。

用 語	解 説
林 齢	森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。
齢 級	林齢を5年単位で区分したもの。Ⅰ齢級は1～5年生、Ⅱ齢級は6～10年生、以下同様にⅢ齢級は11～15年生の林齢に該当する。

2. 森林施業, 林業経営, 森林計画に関する用語

用 語	解 説
育成天然林施業	ぼう芽更新, 天然下種更新など天然力を活用しつつ, 地表を掻き起こし, 刈り払い, 植え込みなどの更新補助作業や除伐, 間伐などの保育作業を行うなど, 積極的に人手を加えることによって森林を造成する施業。
受口	立ち木を伐倒するとき, 最初にチェーン・ソーまたは斧で伐倒方向に樹心近くまで切り込むこと。受口は, 伐倒方向を確実にするとともに, 材の裂けを防ぐために設ける。
運材	広義には集材のような小範囲の木材の移動作業も入るが, 一般には山土場から原木を木材市場や中継点の駅土場に輸送することをいう。運材方法は, 地形や道路の整備状態, 鉄道路線の利用の可否などによってトラック輸送, 鉄道輸送の陸上運材と河川を利用する筏 ^{いばた} 流送の水上運材に分けられるが, わが国では現在トラック運材が大部分である。
枝打ち	節のない材を生産するため, 樹木の育成過程において下方の不要な枝を切り落とすこと。無節の幹材を得るためには下枝を計画的に切って, 死節などができるのを防ぐ。枝打ち季節は樹木の成長休止期(秋~冬)がよい。
枝下高	枝のない幹の部分の高さ。地上から最初の枝までの高さ。
枝払い	伐倒した樹木の枝をチェーン・ソーなどによって幹から切り離して丸太を仕上げ, 次の玉切り作業に備えること。
追口	立木に受口を切り込んだ後, 反対方向から受口より少し高いところを樹心に向かって切り込むこと。チェーン・ソーなどで追口を挽き, 受口方向に伐倒する。伐倒方向を正確にするため, 追口に楔 ^{くさび} を打ち込む場合もある。
皆伐	林木の一定のまとまりを一時に全部又は大部分伐採すること。
皆伐更新	伐期に達した成熟林(主に一斉林)を皆伐し, 跡地に後続林を造林するため苗木を植えること。
懸木 ^{なかりぎ}	立木の伐採作業で伐倒方向の誤りなどから, 伐倒木が隣接した立木の枝などにもたれかかること。
拡大造林	天然林を伐採した跡地, 原野などに人工造林を行うこと。増大する木材需要にこたえるため, 1957(昭32)年から1960年代後半にかけて強く推進された。
下層間伐	主として被圧された劣勢木を刈り, 場合によっては優勢木の一部も刈る間伐のこと。

用語	解説
下木植栽	すでに成立している林の中に植栽すること。樹下植栽，林内更新ともいう。植栽する下木は上木よりも耐陰性が強いことが普通で，複層林となる。上木を伐採しても下木があるので裸地化しないため林地保護が期待される。上木の保護の下で下木が完全に育成する，林地生産力を有効に使える，などの効用がある。
刈払い	造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。
過齢林	森林施業計画の対象とする森林のうち市町村森林整備計画において適正伐期齢が定められている森林であるものにつき，当該森林施業計画の始期においてその適正伐期齢に5年を加えた林齢を超える森林（森林法施行令第3条の2第2項に規定）。
間伐	林分の混み具合に応じて，目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般に，除伐後，主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行われる。
胸高直径	立木材積測定の一つ。成人の胸の高さの位置における樹木の直径をいう。日本では，一般的に1.2m（北海道では1.3m），ヨーロッパ諸国では1.3m，アメリカでは1.37mを採用している。
禁伐	樹木の伐採を禁止すること。
群状択伐	1地点から複数の立木をまとめて伐採する択伐。点状択伐に対する語。
形状比	樹幹の形状を示す物差しの一つ。樹高を胸高直径で割った値（単位m）をいう。形状比が大きいほど細く長い幹ということがいえる。
県有林	森林所有形態の一つ。地方公共団体のうち都道府県が所有する森林。
公益的機能	森林の有する機能のうち，木材等生産機能を除いた，水源かん養機能，山地災害防止機能，生活環境保全機能，保健文化機能をいう。
公益的機能別施業森林	水源かん養，山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には，重視すべき機能に応じて「水土保持林」又は「森林と人との共生林」に区分され，それ以外の森林が「資源の循環利用林」となる。
後伐	漸伐の一つ。漸伐は伐期に達した一斉林で行われる主伐であるが，予備伐と下種伐と後伐に分けて行われる。予備伐は稚樹の成長を促すために行い，下種伐は，結実年に行うもの。後伐は下種伐の後に母樹及び保護樹として残された成熟木を伐採する作業をいう。

用語	解説
公有林	公共団体の所有する森林。都道府県有林，市町村有林，財産区有林，部落有林などをいう。私有林，国有林に対する語。
国土保全機能	森林の公益的機能の1つ。土砂崩壊防止，土砂流出防止，なだれ防止，流水防止機能等を総称し，国土保全機能としている。山地災害防止機能ともいう。他の森林の公益的機能としては，水資源かん養機能，生活環境保全機能，保健文化機能がある。
財産区有林	市町村及び特別区の一部で財産を所有する特別地方公共団体を財産区というが，合併前の旧市町村単位で山林を経営する場合が多い。これを財産区有林といい，公有林に区分されている。
再造林	人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。
最多密度曲線	林分は，林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界を持っている。この関係を表したものが最多密度曲線である。
作業種	更新及び伐採の過程によって生産方法を分類したもの。伐採方法，伐採面（更新面、作業地）の広狭（面積の大小）及び形状などによって分類するのが普通である。
傘伐	一斉林の主伐の1種。伐期に達した林分を，親木（母樹）を残して周辺を全部一様に伐採すること。伐採後は，親木から落下した種子が親木の傘の周囲で稚樹として成長するところから‘傘（さん）伐’という。
直挿し造林	母樹から切り取った枝の一部を直接，林地に挿して不定根を発芽させ，独立の林木に育て林を仕立てる方法。主にスギ，ヒバについて行われている。
自家用林	普通林のうち，自家の生活の用に充てるため必要な木材，その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち，市町村長が当該森林所有者の申請に基づき省令で定める基準に従い指定したもの。自家用林においては，伐採の届出や市町村森林整備計画で定められる適正伐期齢の対象除外となる。
資源の循環利用林	木材等生産機能を重視する森林。効率的・安定的な木材資源の活用と施業の集約化・団地化や機械化を通じた効率的な森林整備を図るために設定される。森林法第11条第4項第2号イに規定されている「公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林」が該当する。
地拵え	植栽や天然更新の準備のため，雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。
下刈り	植栽した苗木の育成を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間，毎年，春から夏の間に行われる。

用語	解説
市町村森林整備計画	市町村が、地域の実情に即して、間伐、保育等の森林整備及び施業の共同化の促進、担い手の育成等の森林整備の条件整備に関する事項について、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに10年を1期として樹立する計画（森林法第10条の5）。
社寺有林	神社、仏閣に属する森林。社寺林ともいう。社寺の境内林として森厳さと風致を維持する使命を持つものと、境外林として財源とする場合とがあるが、森林法では一般私有林と同格に扱っている。
集材	立木を伐採した後、林地に散在する伐倒木または玉切りした丸太を運材に便利な地点（林道・中間土場）まで集めること。木寄せ、 ^{おこ} 敷出しともいうが、木寄せと集材の作業方法が異なる場合、両者を区別することが多い。集材方法は人力集材、畜力集材、機械集材に大別され、現在では機械集材が主流となっている。
収量比数	林木の生育段階に応じた密度と材積などの関係を表したものに林分密度管理図があるが、この林分密度管理図は、林分の生育段階ごとにどの程度の混み具合にするか、どの程度間伐するかを決めるときに用いられる。収量比数は、平均樹高が同じ林分で最多密度の林分幹材積を1とした場合に、密度の低い林分の幹材積の比で表される。林分の密度管理に当たり重要な役割をもつ数値である。
私有林	森林の所有区分の1つで、個人、会社・社寺など法人で所有する森林をいう。
樹下植栽	複層林の造成を目的として行う、樹下への苗木の植栽。
樹幹	樹木の地上部のうち枝や葉を除いた部分。
樹冠 (クローネ)	樹木の枝と葉の集まりをいい、上層の主に陽葉からなる部分を陽樹冠、下層の主に陰葉からなる部分を陰樹冠という。樹幹と発音が同じであるため‘クローネ’という場合が多い。
樹高曲線	測定した胸高直径、樹高の値について、x軸を胸高直径、y軸を樹高としてプロットしたとき、その散布図の中心を通る曲線をいう。
主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の育成を伴う。
樹齢	樹木の種子が芽生えてから経過した年数。

用 語	解 説
準特定市町村	隣接する特定市町村と一体的に森林整備等を図る必要があると林野庁長官が特に認めた市町村。本県では、御前山村が指定を受けている。
上層間伐	上層を形成している成長の良い優勢木を多く伐り、下層木を残す間伐法。収入を目的とした場合等に実施される。
植栽密度	人工林におけるh a 当たり植栽本数。植栽密度は造林の目的や樹種、立地条件などにより異なる。
除伐	育成の対象となる樹木の育成を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。
人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。
人工林	人為を加えて人工造林や天然更新で成立した森林。天然（自然）林に対する語。一般的には人工造林による森林を指すことが多く、日本では植栽による造林が普通なので、植栽林と同じに使われる。
新植	苗木を人工により伐採跡地や未立木地に植栽する作業。
森林計画区	森林法第7条に基づいて、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定めた区域。茨城県では、八溝多賀、水戸那珂、霞ヶ浦の三つの森林計画区がある。‘流域’ということもある。
森林計画制度	長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的な機能が十分に発揮されるよう森林の施業を計画的かつ合理的に行うための制度。このように適正な森林施業の実施を確保するため、森林法など関係法律に基づいて全国の森林について「全国森林計画」が樹立される。民有林で「地域森林計画」が樹立されるほか、市町村が樹立する「市町村森林整備計画」、個々の森林に対する計画として「森林施業計画」の制度が設けられている。
森林整備市町村	民有林面積が2,000ha以上または民有林の人工林率が都道府県の平均以上等の一定の要件を満たす市町村で、都道府県知事が当該市町村と協議の上、指定する。なお、この指定制度は平成10年の森林法等の改正により廃止されたが、代わって、“特定市町村”を指定することとなった。
森林整備推進市町村	隣接する森林整備市町村と一体的に森林整備等を図る必要があると林野庁長官が特に認めた市町村。森林整備市町村同様、この指定制度は平成10年の森林法等の改正により廃止された。

用語	解説
森林整備地域活動支援交付金制度	必要な施業の放棄を防止し、森林の有する国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的機能を持続的に発揮するために、市町村長等が認定した森林施業計画の対象とする森林において、市町村長との間で協定を締結した認定所有者等が行う森林の現況調査等、森林施業の実施に不可欠な活動に対して交付金を交付する制度。
森林施業	目的とする森林を造成及び維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為。
森林施業計画	市町村森林整備計画に基づいて森林所有者等（森林所有者に代わって森林の経営を行う契約を交わしている森林組合、素材生産業者、個人等を含む）が1人または共同で30ha以上の一定の団地的まとまりをもった森林について5年を1期とした主伐、間伐、造林等の長期計画を作成し、市町村長の認可を受ける制度。
森林施業の共同化	森林施業を推進するために、森林所有者が共同で伐採、下刈りなどの施業を実行したり、あるいは森林組合などへ施業を共同委託すること。
森林と人との共生林	生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する森林。森林生態系の保全・生活環境の保全や森林空間の適切な利用を図るために設定される。民有林においては、森林法施行規則第9条の2第1号ハに規定されている「公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、環境の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林その他口に掲げる森林以外の森林が該当する。この中に、要転換森林、特定広葉樹育成施業森林が市町村森林整備計画で定められている。
森林保健施設	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定されている森林の保健機能の増進を図るための施設。
水土保全林	水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する森林。複層林への誘導を図るために設定される。民有林においては、森林法施行規則第9条の2第1号ロに規定されている「公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、水源のかん養の機能又は土地に関する災害の防止の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林」が該当する。この中には、複層林施業森林、長伐期施業森林が市町村森林整備計画で定められている。
施業の勧告	市町村森林整備計画に従って施業が行われていないと認められる場合で、市町村森林整備計画達成のために必要があるときに、市町村長が当該森林所有者等に対して、施業を適切に行うよう指導を行うこと（行政指導の一種）。

用語	解説
全幹集材	伐倒木を玉切りしないで（枝払いのみを行う）集材すること。主として大型のトラクタ、集材機が用いられ、①土場など足場のよい地点で能率的に玉切りが行える、②集材能率が上がる、③より有利な採材ができる、などの利点がある。
漸伐 <small>ぜんぱつ</small>	単層林において、成熟木を数回または十数回に分けて伐採すること。
全木集材	伐木現場で枝払いを行わず、枝葉付きの伐倒木をそのまま集材すること。
造材	伐倒した樹木の枝を払い、これを切断（玉切り）して素材（丸太）を生産する作業。
造林	現在ある森林に対し手を加えることにより、目的にあった森林の造成を行うこと。あるいは、無立木地に新しく森林を仕立てること。造林の方法は人工造林と天然更新に大別される。
壮齡林	林分を年齢によって区分すると幼齡林・壮齡林・老齡林（高齡林）に分けられる。壮齡林は林木の成長力が盛んで（材積成長量が大きい）伐期平均材積成長量が最多に達している森林をいう。
台切り	キリヤクヌギなどの植栽木を地際から切断し、その切り株から萌芽 <small>ほふうが</small> により、勢いのよい新しい幹を育てる作業。
択伐	複層林等において、林木の一定のまとまりを部分的に伐採すること。
択伐林	計画的な択伐の繰り返しにより林分の状態が大きく変化することなく、持続的に管理されている森林。
玉切り	立木を伐倒して枝払いが済んだ後、樹幹の大小、曲がり、節、腐れなどの欠点を見極めて、用途に応じて定められた長さ（定尺という）に切断して丸太にすること。
単層林 （一斉林）	樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一斉林，同齡林，単純林，純林ともいう。
単層林施業	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人工更新により森林を造成する施業。
団地共同森林施業 計画	森林法第18条に定められている森林施業計画。森林所有者が数人共同して1つの森林施業計画を作成し、認定を求めるもの。平成13年の法改正により廃止されたが、残期間を有する計画は経過措置として存続が認められている。

用語	解説
地域森林計画	森林法第5条の規定により、都道府県知事が全国森林計画に即して森林計画区別に民有林について5年ごとに10年を1期として樹立する計画。
地位指数	地位を判定するために樹種別、地域別に気候、地勢、土壌条件等の環境要因を調査しスコア化したもの。基準年齢における林分の平均樹高をもって表すのが一般的である。
長伐期施業	通常の伐採年齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢において伐採を行う森林施業。
つる切り	植栽後の初期の間では、クズ、フジ、ミツバアケビなどのつる植物が植え付けた苗木の幹に巻き付いたり、樹冠を被ったりすることがあるが、ナタで切り取ったり、除草剤処理によってこれを取り除く作業のこと。
定性間伐	林冠の優劣や幹の欠点などにより、あらかじめどのような形質の木を伐るべきかを決めておく間伐法。
定量間伐	どれだけの量（材積あるいは本数）を伐るかをあらかじめ決めておく間伐法。
点状択伐	立木を一つずつ選びながら伐採する択伐。群状択伐に対する語。
天然下種	母樹からの種子が自然に地表に散布され、発芽することで次の世代の稚樹が育つこと。
天然更新	天然力で後継樹を仕立てることで、種子が発芽して成長する場合（高木林の天然下種更新）と、萌芽が大きくなる場合（低木林の萌芽更新）と、タケノコが発生して育つ場合（竹林の地下茎更新）とがある。
天然更新補助作業	自然の力で種子が散布したり、切り株から新芽が生えて育成し、世代交代（天然更新）を助ける作業のこと。種子の発芽を促すため林床の表土をかき起こしたり、ササやかん木を取り除いたりする作業のこと。クヌギ、コナラのような樹種では根株に密生した若芽（萌芽枝）を切って本数を減らして整理する作業などがある。
特定広葉樹	地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境の維持・創出を図るために必要な広葉樹として市町村森林整備計画で定めた樹種のこと。地域における自然的条件や社会的要請等により、主として地域の森林に生育する広葉樹の中から定める。例えばコナラ、サクラ類、エノキなど。

用語	解説
特定広葉樹育成施業	<p>特定広葉樹（コナラ、サクラ類、エノキなど）を主体とした地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境等の形成を図るための森林づくり。風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画で定められている広葉樹の育成を行う森林施業のことで、森林と人との共生林の区域において推進すべき区域を定めることとされている。</p>
特定市町村	<p>民有林面積が2,000ha以上または人工林率が都道府県の平均以上等の一定の要件を満たす市町村で、都道府県知事が当該市町村と協議の上、指定する。特定市町村は、森林総合利用、森林施業計画、林道等林野庁が進める国補事業施策上の優遇措置を受けることができる。本県では、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、山方町、美和村、緒川村、金砂郷町、水府村、里美村、大子町、十王町、笠間市、七会村、八郷町の15市町村が指定を受けている。</p>
特定森林施業計画制度	<p>森林法第18条の2に定められている森林施業計画。森林の有する公益的機能のより高度な発揮を図るため、複層林施業、長伐期施業、特定広葉樹育成施業に関して森林所有者が計画を立て認定を求めるものである。平成13年の法改正により廃止されたが、残期間を有する計画は経過措置として存続が認められている。</p>
特用林	<p>普通林のうち、立木の果実の採取その他省令で定める用途に主として供されるものとして、市町村長が当該森林所有者の申請に基づき指定したもの。特用林においては、伐採の届出や市町村森林整備計画で定められる適正伐期齢の対象除外となる。</p>
葉枯らし	<p>伐倒木を枝葉のついたまま一定期間（通常数ヶ月程度）林内に放置し、残した枝葉からの水分蒸発によって材の含水率を低下させる方法。古くから優良材の材質向上や搬出材の軽量化のために行われている。</p>
伐期齢	<p>林木が成熟して伐採時期に達した林齢。</p>
伐採跡地	<p>林木が伐期に達し、皆伐等により伐採した跡地のこと。伐採木を集材、搬出した後、地拵えして苗木を植える。</p>
標準伐期齢	<p>地域森林計画に定める指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、原則として5の倍数で、市町村森林整備計画に定められている。</p>
複層林施業	<p>年齢や樹種の異なる樹木で構成された森林（複層林）を人為により造成するため、森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後に更新を図ること。</p>

用 語	解 説
分収林	土地を借りて造林または育林し、利益を所有者（地主）と分け合うこと（分収）で造成された森林のこと。分収契約には土地の所有者・造林者または育林者の二者契約と、土地の所有者・造林者または育林者・費用負担者の三者契約とがある。
保育	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の成育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。
萌芽 <small>ほうが</small>	母樹の根元や切り株から発芽することで次の世代の稚樹が育つこと。
包括承継	森林施業計画の認定請求をした者又は認定森林所有者である者が死亡したり、又は合併により解散した場合において、その森林施業計画の対象森林を引き継いだ者に対し、その森林施業計画に係る権利、義務一切が引き継がれること。
法正林	材積収穫が計画に基づいて毎年正しく継続できる条件を備えた森林。経営目的に従って林木を伐採しても、その森林の生産力を保続することができる森林をいい、こうした状態を法正状態という。①法正齢級（伐期までの各年齢の立木が同面積ずつ存在すること）、②法正林分配置（各林分の位置的關係が経営目的に適切であること）、③法正蓄積（毎年、均等な材積収穫ができる森林）、④法正成長量（法正蓄積による成長量）の4つの条を必要とする。
保健機能森林	森林の施業と公衆の利用に供する施設の整備を一体的に行うことにより、森林の保健機能の増進を図るべき森林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条第2項第1号に規定）。保健機能森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。
計画的伐採対象森林	森林施業計画の対象とする森林から、森林法施行令第3条に規定されている森林（禁伐林、竹林、要改良森林、要間伐森林等）を除いた森林（森林法施行令第3条の2に規定）で、伐採を事前に計画することが可能かつ適当な森林。
密度管理	林分の密度と材積成長との間に定量的な関係があることを利用して、林分を管理すること。
未立木地	伐採跡地以外の無立木地。

用 語	解 説
民有林	森林の所有区分で国有林に対する語。民有林は①個人，会社・寺社など法人で所有する私有林，②都道府県・市町村・財産区で所有する公有林，③森林開発公団所管林に区分される。
無立木地	通常，樹木が生立していない林地をいうが，国有林野経営規定では，林種を立木地と無立木地に分け，無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し，樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し，民有林では同じく30%以下としている。
優勢木	林木のなかで成長が良く，林冠の上層を構成しているもの。
要間伐森林	間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって，これを早急を実施する必要があるもの（森林法第10条の5第2項第5号に規定）。要間伐森林の所在，保育の方法・時期は，市町村森林整備計画において定められている。
要整備森林	森林の伐採，造林，保育等の整備を早急に進めるべき森林。機能の低下している保安林の機能確保を目的として，地域森林計画の「特定保安林の整備に関する事項」のなかに定められている。
幼齡林	壯齡林，老齡林に対する語。林木が小さく，林冠が閉鎖しないで，樹高の成長が盛んな林分。通常，成長の早い樹種では10～20年，遅い樹種では30年生までを幼齡林として区分している。
予備伐	傘伐 <small>さんばつ</small> 作業の1つ。林冠の閉鎖を緩和して陽光を林内に入れるため，林木の一部を伐採すること。母樹の結実を促進し，地表を種子の発芽に適する状態にするために行う。
立木	狭義では「立木に関する法律」による所有権保存登記を受けた樹木の集団を指すが，一般には土地に生育する個々の樹木。
立木材積	材積測定の1種。材積測定は立木材積のほか丸太材積，製材材積の3つに大別されるが，立木材積には枝条を含めた樹木全体の材積と，枝条を除いた幹材積，枝条だけを計量する層積がある。これらの材積については，それぞれ標準となる材積表が作成されている。
立木地	通常，木竹が集団的に生育している土地をいうが，国有林については樹冠の投影面積が20%以上，民有林については同じく30%以上という基準が設けられている。
輪伐期	連年作業の行われる作業級の全体を一巡伐採するのに要する期間。

用 語	解 説
劣勢木	林分の平均的な成長に比べて樹勢が弱く成長が遅れているもの。そのため、周囲木から被圧を受け、ますます樹勢は衰える。その度合が強くなると枯死に至る。
老齢林	伐期に達した立木の平均材積成長量が低下している森林。通常、成長の早い樹種では50年までを壮齢林とし、それ以上を老齢林とする。また、成長の遅い樹種では、80年までを壮齢林、それ以上を老齢林とする分け方もある。

3. 森林生態に関する用語

用 語	解 説
維管束植物	種子植物・裸子植物・被子植物・シダ植物を総括的によぶ名称で、植物分類学上最も発達した組織と機能を持つ植物。維管束は、根から吸収した水分や養分を運ぶ通路のほか、樹幹などを支える構造的な役目も果たしている。
一次遷移	溶岩が固まってできた土地のように、植物の種子や根株などの繁殖源が全く存在しない場所で始まる遷移のこと。
一次林	一次遷移により最初に成立した極相。別名は‘原生林’。
異齡林	樹齡が異なる林分で構成されている森林。同齡林に対応する語。
陰樹	日照量の少ないところ、または陽光の当たらない環境でも生育に耐える樹木。針葉樹では、ヒバ、モミ、トウヒ、ツガ類、広葉樹ではブナ、シイ、カシ類などがある。
N樹	針葉樹の略称。Nは独語Nadelbaumの頭文字をとったもので針葉樹、またはその製材品を示す。
L樹	広葉樹の略称。Lは独語Laubholzの頭文字をとったもので広葉樹、またはその製材品を示す。
塩生植物	塩分が多く含まれている土壤に生育する植物の総称。一般には熱帯・亜熱帯の塩性湿地に生育するマングローブ類をいうことが多い。
下層植生	森林において上木に対する下木（低木）、及び草本類からなる植物集団のまとまりのこと。上層木とともに、その地域に特徴的な植生を示し、その土地の環境を知る上での指標となり得る。
ガリー	降雨などによる地表流水が集まって生じた細流の浸食作用によって、軟弱な地表構成層中に深く刻み込まれたV字型またはU字型の横断形をもつ小谷のこと。
灌木 <small>かんぼく</small>	樹幹と樹冠（クローネ）との区別がはっきりしない樹高2 m以内の低木のこと。ツツジ、ナンテン、チャ、ヤマブキなどの類をいう。
帰化植物	もともとその土地になかった植物で、本来の自生地から人間または鳥や海流などによって運ばれて発芽し、自力で生存するようになった植物。人間によって意識的・計画的に輸入して栽培したものは含まない。一般に繁殖力や生活力が強く、セイタカアワダチソウをはじめ約600種が知られている。

用語	解説
気根	地上の幹から出た根が地下に入って樹幹を支える役目をするもの。ガジュマルの他、沼地や泥土地帯で地中の酸素が欠乏するところに生育するラクウショウ、マングローブ、タコノキ類などにみられる。気根の表面は無数の皮目があり、そこから空気中の酸素をとって地下茎に供給している。
極相	ある群落が時間経過により別の群落へ変化しないような安定した状態のこと。
原生林	天然（自然）のままで人手の加えられていない森林。原始林ともいう。奈良県の春日原生林のように希少価値の高いものがあり、天然記念物に指定されているものもある。
高林	構造用材となる樹種を主とした用材林。建築用構造材以外にもパルプ原木や坑木または各種改良木材の原料として使えるため、経済効率が高い。
酸性雨	化石燃料の使用等によって発生するイオウ酸化物、窒素酸化物等に汚染された酸性の強い（pH 5.6以下の）雨。
枝條	樹木の支幹（大枝・力枝ともいう）の総称。支幹は幹から分岐した太い枝で樹冠を支える役目もする。支幹以外はすべて枝とするが、枝からはさらに小枝を出して休眠芽（冬芽）をつけ、翌年春に幼条を出して成長を続ける。
指標植物	気象・土壌などの環境条件を示す指標となる植物または植物群落。光、水分、土壌のpHなどの単一条件、気候、土壌の肥沃度などの複合条件に対する指標の形でとりあげられる。林業では、主に造林地指標として造林樹種と環境との関係を明らかにしようとするときに用いられる。
種子植物	受精して種子（たね）をつくり、繁殖する植物の総称。
上木	林冠が2段以上に区分されている森林の上層をしめる林木。下木に対する語。‘うわぎ’とよぶこともある。林冠が数段を形づくるときは下木に対して、その中間の林冠層を‘中林’ということがある。
照葉樹	シイ類、カシ類、ツバキ、クスノキ、タブノキ、イスノキなどの常緑広葉樹で、葉が深緑色で厚く、光沢のある樹木の総称。暖温帯で降雨量の多い地域に成立する。葉に光沢のあるところから‘照葉’の名がある。照葉樹から成る森林を‘照葉樹林’という。
常緑広葉樹	1年以上にわたって葉をつけている広葉樹。落葉広葉樹（ブナ、ミズナラなど）に対応する語。カシ、シイ、クスノキ、タブノキ、イスノキなど。

用語	解説
常緑針葉樹	1年以上にわたって葉をつけている針葉樹。落葉針葉樹（イチョウ、カラマツなど）に対応する語。モミ、ヒノキ、コウヤマキ、ヒバ、トドマツ、エゾマツ、シラベ、トウヒ、コメツガ、スギなど。
植生	ある地域に生育している植物体の総称。
埴土 <small>はくど</small>	土性の1つ。ネバリのある粘土が大部分の土壌。略字はC。
植物遷移	全く植物の生えていない裸地に（キゴケ、ハゴケなどの地衣類等）先駆植物が生活をはじめてから極相林が成立するまでの間に植物相の変遷が行われること。一般には、裸地 → 地衣類 → 草原 → 陽樹 → 陰樹 → 極相といった変遷が行われる。
針葉樹	樹木を葉の形態で分類した名称で、広葉樹に対する語。スギ、ヒノキ、マツ類、モミなど、細かくとがった葉を持った樹木。イチョウは葉が扁平型をしているが針葉樹。常緑樹と落葉樹に大分される。針葉樹を主体として構成される森林を‘針葉樹林’という。
遷移	ある植物の群落が時間経過とともに、別の群落へ変化していく現象。‘生態遷移’ともいう。
草本植物	本質繊維の発達が不十分なため、小形で細い茎を持つ植物。木本植物に対する語。1年生のものが多く、多年生のものでも地上茎は通常1年ごとに枯死する。
力枝	樹木の最も大きい枝。
低林	薪炭材の生産を主目的とした森林。萌芽更新で成立し、樹高が高くなる前に、短い輪伐期で主伐される。
天然林	主として天然の力によって造成された森林。天然林には、稚樹が不足する部分へ苗木を植栽するなど一部に人為を加えたもの（育成天然林）も含まれる。
土壌型	土壌分類の一単位。日本の森林土壌型については、分類体系は自然系統分類方式が採用され、土壌群—土壌亜群—土壌型—土壌亜型の順に順次低位のカテゴリーに区分されている。
土性	細土を構成している骨格物質である砂（粗砂，細砂），微砂（シルト），粘土などの各粒子の比率を示したもの。透水性，水分，養分の保持など，土壌の多くの性質に関係する基本的な性質。

用語	解説
二次遷移	森林の伐採跡地や放棄した耕作地のように、土壌があらかじめ存在し、土壌中に植物の種子や、萌芽・再生能力を持った茎や根が存在した状態から出発する遷移のこと。
二次林	二次遷移により成立し、極相に至らない段階の森林のこと。
二段林	森林形の1つ。森林を構成する樹木の林冠に高低差がある林形で、二段になっている場合を言う。
バイオマス	バイオとは生物を意味し、マスは量を表す。つまり生物体総量という意味。生物体をエネルギー源に用いるとき、これを‘バイオマスエネルギー’という。
木本植物	茎及び根の形成層が働いて多量の木部をつくり、年々その細胞壁を増大する多年生植物の総称。草本植物に対応する語。
陽樹	強光の下で発芽し、成長量の高い樹種で一般に乾燥に対する適応性は強いが、日光の不足する環境（日陰）には弱い。広葉樹ではシラカバ、カラマツなどが代表的樹種である。
落葉広葉樹	冬季に葉を落とす広葉樹。森林気候帯では冷温帯に属し、垂直分布では山地帯の極相林として成立する。ブナ林が多く、ミズナラ、シナノキ、トチノキ、カツラ、カエデ類などが優占種である。
落葉針葉樹	冬季に葉を落とすカラマツ属・イヌカラマツ属・イチョウ科・スギ科に属する針葉樹。
林分	林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林。例えば、樹種、樹齢、林木の直径などが揃っているなどで、林業経営上の単位として扱われる。
林木	林分を形成している樹木をいうが、狭義には林地に人工的に育成された樹木。または、計画的に保育されている天然林を含めた林分の樹木。

4. 種苗, 林木育種に関する用語

用 語	解 説
圧条	枝や茎の一部に傷をつけ，そこを土壌や水ごけで被って発根させた後，親木から切り離して増殖する方法。
$\frac{H}{D}$ 比 <small>エイチ・ディー</small>	苗高を根本径で割った比率。健苗の程度，特に地上部のつり合いをみる。70以上は枯損の危険があり，60以下に育苗する。
腋芽 <small>えきが</small>	側芽の1種。種子植物では葉のつけ根の上方に出る。
カルス	植物体の一部を切り取り，オーキシシンやサイトカイニンなどの植物ホルモンを含む培地上で培養したときに形成される無定形の細胞塊。形成されたカルスは，適当な条件を与えると分化しないまま活発に成長するので，新たに成長した部分をとって定期的に植え継ぐことにより，無限にカルスの状態で成長させることができる。また，カルスのある条件下で培養し，不定芽，不定根を分化させることで，多量のクローンを生産できる。
クローン	挿し木などの無性生殖で増やした個体群。全く同じ形質（遺伝子）をもった集団。
採種園	種子の生産を目的として精英樹などから採種木を育成する樹木園。
採穂園	特定の品種を多量に生産する目的で挿し穂をとるため，特別に設置された樹木園。
在来種	輸入種，帰化種に対応する語。日本各地に従来から生育している植物で，特に育種的操作を受けない自然のままに生育する種をいう。‘地方種’ということもある。
挿し木	植物体の一部（幹・枝・葉・根など）を親木から切り取って土などに挿して繁殖させる無性繁殖法の1つ。親木の遺伝質をそのまま受け継ぐことができる。挿し木技法による発根（活着）は樹種によって難易があり，スギ，サワラ，ネズコ，アスナロ，ポプラ類などは一般に容易であるが，その他は困難である。挿し木に用いる樹木の一部（幹・枝・葉・根など）を‘挿し穂’という。
精英樹	同じ土壌条件の地域に生息する同種・同齢木に比べて，形質が特に優れた成長をしている樹木をいう。
台木	通常は接ぎ木の際，接ぎ穂を接着させる根のある苗木を言う。また，挿し穂や種子をとるために仕立てた樹木も，‘挿穂台木’，‘採種台木’と呼ぶ。

用語	解説
頂芽	幹、枝の先端に形成される芽。樹種によって、葉芽（葉となる芽）と花芽（花となる芽）がある。頂芽は他の測芽より発育が良いため、樹木の発育の良し悪しを判断する目安となる。
接木 ^{つぎき}	繁殖法の一つ。別々の植物体を接合して1体とする技法。基盤となる方を‘台木’といい、それに接合する方を‘穂木’または‘接穂’という。
T/R率 ^{ティールール}	苗木の地上部重量を地下部重量で割ったもの。根系の発達程度、特に地上部と地下部のつり合いをみる。値が小さいほど良苗といえる。
徒長苗	陽光不足や窒素肥料の過多、根切り不足などにより枝葉が伸長し過ぎ、根とのつり合いがとれていない苗木のこと。
取り木	無性繁殖の1つ。親木の一部（枝など）を地面に伏せて発根させ、その部分を切り取って苗木に仕立てる技法。伏状（地面に押圧するので圧条ともいう）と、枝や茎の一部を土や水ごけなどで包んで発根させ、その部分を切り取って苗木に育てる方法がある。取り木の技法を用いて育てられた苗木を‘取り木苗’という。
播種 ^{ほしゅ}	播付け床に種子を播くこと。
伏条	母樹の根元に近いところから出た枝を土中に押し曲げて発根させ、独立の林木として育成する方法。
不定芽 ^{ふていぎ}	傷、その他が原因となり、通常、芽を形成しない位置に生じる芽をいう。
冬芽 ^{ふゆめ}	冬季に落葉樹に生じ、春に葉となる芽。‘とうが’ともいう。
山引き苗	森林や原野に自然に生えた稚樹を採取して苗木としたもの。‘山取り苗’、‘天然苗’ともいう。根系を発達させるため、すぐ利用せず苗畑で1～2年育成した後に利用することが多い。
山行き苗	苗畑で育成した苗を掘り取って植樹造林用に準備された苗木。‘山出し苗’ともいう。

5. 林業機械, 林業用具, 森林土木に関する用語

用 語	解 説
架線集材	主に集材機によるワイヤーロープの巻き取りによって、空中に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器などを移動させて集材する方法。急斜地でも搬出可能、林地を荒らすことが少ないなどの長所がある反面、架設・撤去に時間を要するなどの短所がある。近年、この短所を低減したタワーヤーダが普及しつつある。
刈払機	小型原動機によって駆動される丸鋸，特殊刃などによって雑草，ササ，かん木などを刈払うための1人用可搬式機械を一般に指す。
木馬 <small>きうま</small>	人力集材に用いられる木製のそりのような道具。盤木 <small>ばんぎ</small> と呼ばれる小丸太を枕木状に並べた搬出路の上を，丸太を積んだ木馬を人が制動しながら引き下ろしていく。重労働で危険な作業であるため，機械集材の普及とともに減少し，今日ではほとんど見られなくなった。
基幹作業道	林道などから分岐し，伐採，搬出，造林などの林内作業を行うための簡易な構造の道路（作業道）のうち，恒久的な使用を目的とした林道。複層林施業，育成天然林施業など，きめ細かく継続的に行う保育作業に対応するため，重要性が高まってきている。
基幹林道	林道網の骨格をなし，山村の生活環境の整備にも大きな役割を果たす林道。
広域基幹林道	森林の多目的機能の発揮が期待される広域的な森林地域を開発管理する骨格的林道をいう。
航空写真 (空中写真)	飛行機などから撮影した写真のこと。航空写真から地図を作って林業経営の資料にするほか，林相，樹種，地質，土壌などの判定，森林資源現況の把握等に利用されている。なお，航空写真，衛星写真，気球写真などをまとめて‘空中写真’とよんでいる。
高性能林業機械	フェラーバンチャ，プロセッサ，ハーベスタ，タワーヤーダ等，多工程処理林業機械を総称して高性能林業機械という。
作業道	林道等から分岐し，立木の伐採，搬出，造林等の林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。
索道	支柱をたててワイヤーロープを張り，搬器を吊して走行させ，特定区間の運材を行う施設をいう。
集材機	原動機，動力伝達装置，ドラムなどを備え，鋼索を使って林間に散在する伐倒木を集める機械。

用語	解説
森林位置図	5万分の1縮尺の地形図に、林班界、民有林及び国有林の区域界、林道等が記入されているもの。
森林機能配置図	5万分の1縮尺の地形図（森林位置図）に、木材等生産機能、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能がそれぞれ高い森林の位置が記入されているもの。
森林基本図	5千分の1縮尺の地形図に、行政区界が記入されているもの。
森林計画図	5千分の1縮尺の地形図（森林基本図）に、林班界及び小班界が記入されているもの。
森林航測	空から森林の状態を記録し、その記録情報を利用して森林の量や質についての情報を得る技術の総称。森林上空を一定の間隔をおいて、連続して撮影したものを基に、それを拡大・分析して、面積、樹種、樹高、材積などを測定する。写真による判定方法は、樹木の本数については樹冠（クローネ）を数えることにより、樹種は樹冠の大きさ、形、色などで判断する。樹高は立体写真法の視差測定桿を用いて図る。材積は以上の諸要素を総合判断して求める。
森林GIS (地理情報システム)	森林の位置・形状等の図面情報と林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し、これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図、帳簿等を出力することが出来るシステム。
スーパー林道	特定森林地域開発林道。豊富な森林資源が存在する低開発森林地域の開発を図るために必要な林道。1965年度から森林開発公団により開設、改良が実施されている。
スキッド	木材などをひきずって運ぶ（skid）ための機械の総称で、この意味からはわが国で集材に用いられているトラクタもスキッドに含まれる。
成長錐 <small>せいちやうすい</small>	樹木の直径成長量を調べる器具。先端に円形の刃がついた金属製の中空のネジで、これを樹冠にねじ込んで戻すと、中に細長い円形の木質が取り出される。その年輪を調べることによって、樹齢や過去の直径成長などを推定する。
測高器	樹高を計る器具。測竿、ワイゼ式、ブルーメライスなどがある。
粗朶 <small>そだ</small>	雑木（広葉樹）の枝条で、長さ2 m以上のもの。山腹工事の伏工や筋工などに使用される。

用語	解説
タワー・ヤード	タワー付き集材車，元柱の代わりとなる鉄柱を備えた集材車。欧米の山岳地帯では，集材用機械の主流を占めている。架設・撤去が容易で，集材能率も高いため，近年，わが国でも普及が進んでいる。
治山	荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して，水資源のかん養と土砂流出の防止を進め，国土の保全及び水資源の確保を図ること。
ハーベスタ	自走式の林内多工程処理機械。グラップルと伐倒・玉切りの油圧チェーン・ソー及び枝払い用カッターをブーム先端のヘッド部に備えたものと，枝払い・玉切装置を車両本体に備えたものの2タイプに大別される。平坦地の多い北欧を中心に1980年代に入って普及してきた。現在のところ地形が急峻なわが国への導入実績は少ないが，プロセッサとともに，伐木造材工程の生産性向上の面から期待が寄せられている。
標尺	直接水準測量に用いる高さの目盛りをつけた器具。‘スタッフ’ともいう。また，箱形をしているので‘箱尺’ともいう。
フェラー・バンチャ	自走式の伐倒用機械。アームの先端にあるグラップルで立木の根元をつかみ，油圧カッター（はさみ）または油圧チェーン・ソーによって切断した後，搬出が容易になるよう伐倒方向をそろえて伐倒木を並べる。
フォワーダ	荷物を運ぶ（forward）ものという意味で，集材用車両のうち荷台に木材を積載するタイプのものを指す。小型運材車（積載タイプ）を大型にしたようなものである。積込用のクレーン，グラップルなどを備えており，ホイール，クローラ，セミ・クローラの各タイプがある。
普通林道	広域基幹林道等を補完する，林業経営に直接的に必要な林道をいう。
復旧治山	山腹崩壊地，はげ山，浸食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し，災害の防止，軽減を図るための治山事業。
プロセッサ	加工する（process）機械の意味で，自動式の造材用機械を指す。林地または土壌で，伐倒木をグラップルでつかみ，ローラーなどによって材を送りながらカッター（ナイフ）で枝払いを行うと同時に，これを油圧チェーン・ソーによって一定の長さに玉切りする。
予防治山	山腹崩壊危険地，はげ山移行地，浸食などにより荒廃の兆しのある溪流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止するための治山事業。
輪尺 <small>りんじやく</small>	樹幹径を測る器具。主として立木材積の調査に使われる。方形と曲線形が考案されており，わが国では主に方形が用いられている。

用 語	解 説
林道	木材を主とする林産物を搬出したり，林業経営に必要な資材を運搬するため，森林内に開設された道路の総称。広義では森林鉄道，索道，流送路，牛馬道，木馬道も含まれるが，現在では自動車道，軽車道を指し，一般には自動車道を指すことが多い。
林道密度	森林の単位面積当たりの林道延長。ha当たりの林道延長（m/ha）で表される。林道に一般道路（国道，県道，市町村道）の延長を加えたものの密度を林内道路密度とよび，同じくm/haで表す。
ローダー	木材などの積込み，積み卸しを行う荷役作業車。作業車に装置するアタッチメントの違いにより，‘フォーク・ローダー’，‘グラップル・ローダー’，‘ショベル・ローダー’，‘バケット・ローダー’などに分かれる。

6. 木材組織, 木材化学, 木材加工・流通, 特用林産に関する用語

用 語	解 説
圧縮木材	改良木材の一種。木材を $30 \sim 200 \text{ kg/cm}^3$ の圧力で圧縮して強度を高めた木材。
圧力注入材	改良木材の一種。強度, 吸湿性, 難燃性を高めるため, 乾燥木材に鉛, 錫などの金属, またはパラフィン, シリコンなどを圧力によって注入したもの。
あて	傾斜地などで樹心が一方に偏って成長し, 肥大成長が促進された部分。あてのある木材を‘あて材’という。針葉樹の場合は, 圧縮応力を受け傾斜面の下側にあてができるので‘圧縮あて材’といい, 広葉樹は引張応力を受ける傾斜面上側にあらわれるので‘引張あて材’という。
井桁積み	木材を井桁のように縦・横に積み重ねること。狂いを嫌う楽器用材や高級家具用材を天然乾燥する場合, 通風を良くするため井桁積みにする。
板目	樹幹を接線方向に縦断した場合に見られる年輪の山形模様。
板類	厚さが7.5cm未満で幅が厚さの4倍以上の製材品。「製材の日本農林規格」及び「薄板の日本農林規格」によると, ①板(厚さが3cm未満で幅が12cm以上のもの), ②小幅板(厚さが3cm未満で幅が12cm未満のもの), ③斜面板(幅が6cm以上で断面が台形のもの), ④厚板(厚さが3cm以上のもの), ⑤薄板(樹齢150年以上の針葉樹から製材した厚さ0.7cm以下のもの)に分けられる。
追 ^{おいまき} 柱	木目の一種。板目 ^{いため} 方向と柱目 ^{まさまめ} 方向の中間的な断面のもの。
外材	日本に輸入される木材の通称。輸入材は米材, 南洋材, 北洋材, その他に大別される。米材にはカナダ産のものも含まれ, 針葉樹が主である。南洋材はラワン材を主としてマレーシア, パプアニューギニアなどから広葉樹が輸入されている。北洋材はロシア極東地域からのエゾマツ, トドマツを主とした針葉樹である。
割 ^{わり} 裂	割れや裂けのこと。木材の割裂は寒暖による気温差, 乾湿差などに原因することが多く, その形状によって目回り, 心割れなどに区分される。
仮道管	木材を構成している細胞の一種。樹幹の水分や養分の通路の役割をするとともに, 樹体を支える役目を兼ねている。仮道管の太さは約0.005~0.060mm, 長さは1ないし6mm) 針葉樹の場合, 体積の約90%以上を占めている。広葉樹では, 水分や養分の通路となる道管と樹体を支える木繊維とが別々に機能しており, 針葉樹より組織構造が進化している。

用語	解説
環孔材	早材の道管が晩材の道管よりも明らかに大きく、 ^{まぐち} 木口（横断面）において帯あるいは輪を形成する材。ケヤキ、ミズナラ、クリ、ハリギリなどの広葉樹に多くみられる。
幹材積	木材の材積表示には単木に関するものと林分など集団の材積を表示するものがあり、幹材積は単木材積表示の一種。単木材積には、立木材積、丸太材積、樹幹材積、製材材積などがある。幹材積は樹幹材積と同意で、樹幹の材積を示した材積表が作られ利用されている。
気乾材	生材の含水量を発散させて、外気中の湿度と木部に残留した水分とが平衡状態になった乾燥具合の木材。
気乾比重	木材を大気中で乾燥したときの比重。孔隙の多い樹種の比重は軽く、孔隙の少ない樹種の比重は重い。
偽心材	樹木が成長過程において、侵入菌や外部からの刺激によって、心材に似た材部を形成したもの。正常な心材は横断面では正円形を示すが、偽心材では不規則な形を示す。ブナに多く見られる。
偽年輪	温帯では成長輪は毎年1輪ずつ形成される（年輪）が、異常気象、外傷、虫害等が原因となって正常な年輪を形成しないことがあり、これを偽年輪という。多くは完周しないで不鮮明である。
^{ぎよく} 玉	桐材の材積単位。1玉は長さ194cm×無皮末口直径18cmの丸太材積をいい、直径が3cm増すごとに1玉ずつ増加し、逆に3cm減るときに玉数が半減する。
^{きんこん} 菌根	高等植物の根と菌類が共生しているものをいう。根の細胞内に入っていない‘外生菌根’と、細胞内に侵入している‘内生菌根’に区分される。水中植物以外は、ごく一部を除いてほとんどの植物が菌根を有する。外生菌根は、林木ではマツ、エゾマツ、アオモリトドマツ、カラマツ、広葉樹ではブナ、ナラ、カシワ、シイ、カシなどに多く見られ、内生菌根は、スギ、ヒノキ、その他の樹木のほとんどに見られる。
^{きんしょうまいばい} 菌床栽培	オガクズ、チップ等の培地基材に水と添加物（米ぬか、フスマ等）を加えて、容器（ビン、袋）に詰めて殺菌した後に、きのこ種菌を接種し培養することで、きのこ栽培を行う方法。

用語	解説
形成層	木部と師部を形成するために活発に分裂する細胞の層のこと。形成層の細胞群は、外気の温度が上昇する春から分裂活動をはじめ、夏のはじめまでに早材（春材）を形成するが、この季節の細胞は比較的大きく細胞壁が薄いため軟弱である。一方、夏以降には晩材（夏材）を形成し、この層の細胞は小さく細胞壁も強固である。
原木	製材、合板、パルプ等の原材料として用いられる丸太（丸太に近い加工された木材を含む。）。
構造用材	木造建築の土台、柱、大引、梁、小屋組みなどに使用される大材。乾燥したもので、節、腐れ、丸味などの欠点がないものがよく、樹種としてはスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ツガなどの針葉樹が用いられるほか、クリ、カシ、ケヤキなどの広葉樹も使われる。
構造用集成材	主として構造物の耐力部材として用いられる集成材。強度性能の高いのラミナを5枚以上積層した集成材。
合板	原木から薄くむいた単板の繊維方向（木目の方向）を1枚ごとに直行させ、奇数枚数を接着剤で接着し、構成した板。繊維方向が直行しているため木材のもつ異方性が減少して割裂を防ぎ、また、膨張・収縮性が改良されている。種類は、普通合板、特殊合板に大別され、さらに、用途別により細分される。
国産材	自国の山村から産出される木材。輸入材（外材）に対する語。
木口	木材の横断面のこと。
逆目	木材の繊維組織が交差した部分を製材したとき、またはカンナがけしたとき、材面が毛羽立つ状態。主に広葉樹材に現れる。
散孔材	広葉樹材のうち、横断面（木口）における導管の大きさと分布が1年輪層内を通じてほぼ均一な材。熱帯材のほとんど及び日本産材の60%程度を占め、クスノキ、ツゲ、ブナ、シラカバ、ホオノキなどに見られる。
仕口	木造建築で2つ以上の部材を交差して接合する工作。または、継ぎ手、組手などを切り刻んだ面。横架材に渡しかけるだけの仕口と、構造的に組み合わせる仕口とがある。後者には多くのほぞが用いられる。
死節	節の繊維が周囲の材と連絡が切れているものをいい、「製材の日本農林規格」において欠点とされている。
師部	樹木を組成する組織の1つ。樹皮の内側にあり、葉が光合成によって作った炭水化物を樹体の各部に輸送する組織。

用語	解説
しぼ 絞	皮剥ぎスギ丸太の表面に見られる不規則な縦しわのこと。
集成材	ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。
樹脂	樹木の表面に分泌する粘性あるいは半液状の有機物質の総称。俗に‘ヤニ’とよばれる。一般に知られているものには松ヤニ、ゴム樹脂がある。
春材 （早材）	樹木の春から夏にかけて成長する部分で、細胞の形が大きく、細胞壁が薄いので、やわらかく色も優しい。その成長量は木質部に年輪として表れる。‘早材’ともいい、秋材に対する語。
心材	樹木を輪切りにした木口面の中心部を形成する材色の濃い部分。樹木が肥大成長するにつれて、木部細胞は古い方から順に生活機能を失って死細胞となる。そのため、木部円柱は樹心に近いところから順次死細胞だけから成る木材部に移行していく。このような材部が心材で、普通、針葉樹は広葉樹に比べて辺材・心材の区別がはっきりしているものが多い。流通語では赤味（身）といっている。
薪炭材	まきや炭等、燃料用に使われる木材。
薪炭林	まき及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。萌芽 ^{ほうが} によって更新され、伐期は短い。
心持ち材	1本の小丸太から1本の角材を製材したもの。
ずい 髓	幹（茎）の中心部で主として柔組織からなる部分。‘樹心’ともいい、髓を中心として半径3cmくらいを‘心目’という。
末口	丸太の先端（細い方）の木口。元口の対語。材積計算の場合、その直径が測定基準となることが多い。
製材材積	製材品の材積の総称。製材品には種類が多く、大別して挽き割類、挽き角類と板類に区分される。製材品の材積は、「製材の日本農林規格」によって規格・寸法が規定され、それぞれの材積表が作成されている。
製材品	製材木取りに基づいて規格にあった寸法に挽き割った木材。
積層材	改良木材の一種。木材の欠点（節などによる強度低下）を補強するため、木材を単板に切削したものを、合成樹脂を接着剤として繊維方向に重ねて圧縮したもの。吸湿性が改善され、構造材として用いられる。
絶乾材	含水率がゼロの人工乾燥材。‘全乾材’ともいう。

用語	解説
絶乾比重	木材の含水率がゼロのときの比重。
セルロース	グルコース（ブドウ糖）が連なった糸状の高分子。樹木組成の主成分で、針葉樹・広葉樹とも木質部の50%程度を占めている。木材を鉄筋コンクリートにたとえると、セルロースは鉄筋にあたる。
雑木	広葉樹材を意味する流通用語。
造作用集成材	構造材などの内部造作に用いられる非耐力の集成材。積層による素地の美観を表したものと、表面に美観を目的として化粧単板を貼ったものがある。
束 <small>むく</small>	任意団体の全日本竹産業連合会で決められている竹材の流通単位。「1束」の気乾比重は、竹種や竹桿のサイズによって幅があるものの、過去の調査結果から概ね1束=25kgとして評価することができる。
素材	語義は未加工の原材料という意味である。木材の場合は丸太及び <small>そましかく</small> 柚角の総称。「素材の日本農林規格」では丸太については径により、柚角については幅により、大（30cm以上）、中（14～30cm未満）、小（14cm未満）に区分している。なお、一般に素材を‘原木’という。
素材材積 （丸太材積）	木材材積の表示の一種で単位記号はm ³ 。造成された素材（原木・丸太）の材積。「素材の日本農林規格」によって径級ごとに定められた計算式で算出される。丸太材積ともいう。
素材生産業者	立木を伐採、搬出し、丸太（素材）の生産を行うことを業とする者。
<small>そましかく</small> 柚角	立木の伐採後、現地で玉切りした中丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたもの。集運材の無駄を省くために行われていたが、現在ではほとんど行われていない。
単板積層材 （LVL）	単板の繊維方向を揃えて多数接着した厚板又はブロック状の製品。家具、建具、構造材等に利用される。
ツーバイフォー 工法住宅	木材の枠組みに木質ボードを打ちつけた壁、床等で荷重を支える構造の住宅。枠組壁工法住宅ともいう。枠組として多く使われる製材の寸法が厚さ2インチ、幅4インチであるため、ツーバイフォー（2×4）と呼ばれている。
道管	水分の通導作用を受け持つ管状細胞。針葉樹にはなく、広葉樹にみられる。道管の大きさ、配列状態は樹種によって特徴が異なり、木材の樹種識別の有力な手掛りとなる。

用語	解説
特用樹	葉・果実・樹皮などの樹木の一部が特殊な用途に使われる樹木。例えば、コウゾ・ミツマタ（和紙・紙幣の原料），クリ・クルミ（果実を食料として菓子等の材料に利用），ウルシ・コバイシ（塗料・染料の原料），アブラギリ・ツバキ（製油の原料）など。
特用林産物	森林原野の産物のうち，建築やパルプなどに使われる一般用材を除いた品目。
中目材	径級が14cm 以上30cm未満の丸太を挽いた材。
年輪	樹幹の横断面に同心円状に現れる模様で，このうち毎年1輪ずつ形成されるものをいう。樹木の成長の記録として残る。熱帯地方の樹木は，四季を通じて成長休止期がないため，年輪を形成しない。
パーティクルボード (削片板)	木材を細かく切削し，これに接着剤を添加して熱圧した板状の製品。遮音性，断熱性，加工性等を向上させ，家具，建築，電気機器等に利用される。
羽柄材 <small>はがらぎい</small>	板類，タルキ，敷居，鴨居など造作に用いられるものの総称で，柱，土台，桁などの構造材以外の製材品をいう。
梁 <small>はり</small>	柱の頭頂部にある横架材で，小屋組を支えるもの。ほかに2皆梁，陸梁，重梁，火打梁などがある。荷重に耐えるマツ，ヒノキ，ケヤキ，シイ，クリ，ツガ，カラマツなどが使われる。
晩材 (秋材)	樹木の夏から秋にかけて作られる部分で，その細胞の形は小さく，細胞壁は厚いので，かたく色も濃い。‘秋材’または‘夏材’ともいい，春材に対する語。
プレカット	建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工技能者不足への対応，部材加工コストの低減化，住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。
米材	主にアメリカの太平洋岸とカナダのブリティッシュ・コロンビア州から出材される木材。日本に輸入される主な樹種は，ベイスギ，ベイマツ，ベイツガ，ベイヒ，ベイヒバなど。
ヘミセルロース	樹木の細胞壁を構成する物質の1つで数種類の糖から構成される無定形の高分子。広葉樹には22～35%含まれ，主成分はグルクロノキシラン，針葉樹には20～25%含まれ，主成分はグルコマンナンである。加水分解によりオリゴ糖や単糖が得られる。
辺材	樹木の木口面には，中心部とその外側を区別する材色の濃淡が見られる。一般に中心部の色が濃く（心材），外側が淡色であるが，辺材はこの淡色部をいう。

用語	解説
北洋材	ロシア極東地域から出材され、日本に輸入される木材の総称。主な樹種は、エゾマツ、トドマツ、ダフリカカラマツ、欧州アカマツ、紅マツなど。
ほだ木	きのこ類の生産に用いる原木。きのこの種菌（種駒等）を接種した原木。
ほだ場	ほだ木を伏せ込む場所のこと。林内や人工的に庇陰した場所などをほだ場として利用する。
杢目 ^{まきめ}	木目の一種。材の縦断面に平行している木目。
磨き丸太	銘木の一つ。スギやヒノキの皮を剥いで、丸太に砂を付けて水磨きして仕上げたもの。床柱などに用いられる。
むく材	接着加工の施されていない木材（製材品）。
杻 ^{もく}	木理が種々の原因で不規則な配列となって材面に現れたもの。銀杻、笹杻、縞杻、玉杻、牡丹杻などの種類がある。
木材チップ	木材を機械的に小片化したものをいう。主にパルプ、パーティクルボード（削片版）などの原料として使用される。
木酢液 ^{もくさくそ}	木材乾溜、松根乾溜または、製炭の際に副産物として得られる赤褐色の水溶液。酢酸をはじめメチルアルコール、香料、染料、医薬などの工業用に利用される。用途には、魚類、畜産の食品燻煙香料、トイレ・家畜などの脱臭剤、土壌消毒用などがある。
木質ボード	木材原料を単板、小片、それ以下に細分し、これを接着剤等で板状に再構成した製品の総称。建築、家具、工業製品等に利用される。
木造軸組工法住宅	我が国の伝統的な住宅の建て方に基づき、木材の柱やはり等の軸組で荷重を支える構造の住宅。
木繊維 （木部繊維）	広葉樹にだけみられる基礎組織で、道管が水分通導作用を受け持つのに対し、主に樹体指示作用を受け持つ。縦軸方向に細長い両端の尖った細胞（1～2mm）で、針葉樹の仮道管に比べ短い。木部繊維ともいう。
木タール	木材乾溜や製炭の際に得られる留出液で、木酢液以外のもの。
木部	シダ植物・種子植物の形成層の細胞膜（壁）にリグニンが蓄積して硬化し、木化した部分。

用語	解説
木理	木材を組成する各種細胞の配列のしかたによって生じる木目。木材の軸方向に並行して走る通直木理，ねじれた形の細胞の配列となる斜走木理などがある。
元口	丸太の根元（太い方）の木口。末口の対語。
モルダー	加工材を自動送りして，高速回転する複数のカッター軸により，加工材の上下左右の四面を同時に切削する機械。
役物	小節・上小節・無節・柾目材の特等，1等級に属する上質の製材品。‘色物’ともいう。
山元立木価格	立木の状態で樹木の価格。一般には，丸太の市場価格から，伐採，搬出等に必要経費を控除して計算され，幹の材積1 m ³ 当たりの価格で示される。
用材	製材用，パルプ・チップ用，合板用などとして利用される木材。薪炭材とシイタケ原木は含めない。
養生 <small>ようじゆう</small>	柱，床の寄木張りなどが汚染しないように砥粉塗 <small>とりのこ</small> り，紙張り，ビニール張りなどで木面を保護すること。または，モルタルや打ち終わったコンクリートが十分硬化するように保護すること。
ラミナ	集成材の1つの層を構成する木材のこと。1枚のひき板の場合と，ひき板などを縦接ぎ・幅矧ぎして一定の長さや幅に集成接着したひき板の場合がある。
リグニン	無定形のフェノール性高分子。セルロース，ヘミセルロースとともに木材を組成する主要成分で，広葉樹には20～25%，針葉樹には28～31%含まれる。主に繊維と繊維を接着する役目を果たしており，若い植物体の細胞膜中にリグニンが沈着すると，組織が強化され抵抗力が高まる。
ロット	腐れのこと。
ワープ	木材の反り，狂い，曲がりのこと。

7. 森林保護, 緑化, 森林レクリエーションに関する用語

用語	解説
魚つき林	水面への森林の投影, 養分の供給, 水質の汚染防止などにより, 海岸, 河川, 湖沼などの魚類の生息, 繁殖を助けるための森林。
環境林	一般的には環境保全機能等の高い森林のことをいうが, 狭義には主として市街地, 集落等の近郊に所在し, 修景植栽等の森林造成及び歩道の開設などを行うことにより, 木材の生産と生活環境の保全, 保健文化機能等公益的機能の総合発揮の効果の及ぶ一定の広がりを持つ森林をいう。
県民の森	明治百年(年号の明治が定められてから100年目)を記念して1968(昭43)年に国土緑化を推進する各種記念事業が創設されたうちの1つ。国は「武蔵丘陵森林公園」(埼玉県比企郡滑川村), 「明治の森」(東京都・高尾国定公園), 大阪府・箕面 ^{みののお} 国定公園を建設。地方公共団体は県民に緑と自然を提供するため, 3~5年の継続事業として「県民の森」を建設することを定めた。県によっては「郷土の森」, 「憩いの森」, 「青少年の森」などの名称を付けている。
樹木医	1991(平3)年に発足した樹木医制度において認定された, 樹木の病気を診断して, 樹勢の回復を助ける専門家のこと。(財)日本緑化センターが実施する樹木医資格審査に合格すると, 登録されることになる。応募資格は, 樹木の診断, 治療に関する実務経験が7年以上あること。
植物群落保護林	国有林野のうち, わが国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的, 学術的価値等を有する個体の維持を図り, 併せて森林施業・管理技術の発展, 学術研究等に資するため設定された森林。
森林インストラクター	都市住民等の一般の森林利用者に対して, 森林及び林業に関する知識を与え, 森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う専門家。森林インストラクターの資格は, (社)全国森林レクリエーション協会が農林水産大臣の認定を受けて実施する資格試験に合格し, 登録された者であること。
森林火災	通常山火事といい, 原野を含めて林野火災ともいう。森林火災は燃える部位によって地表火, 地中火, 樹冠火, 樹幹火の4種に区分される。
森林空間利用林	国有林のうち, スポーツまたはレクリエーション, 教養文化, 休養等の活動の場や優れた景観の提供及び都市またはその周辺の風致の維持に係る機能を重点的に発揮させるべき森林。
森林総合利用施設	交流, ボランティア, 健康づくり, 教育活動の場等として森林を様々な利用するために整備された交流施設とそれと一体となった森林。

用 語	解 説
森林文化	森林や木材との密接な関わりのなかで、森林を保全しながらこれを有効に利用していくための知恵や技術、制度及びこれらを基礎とした生活様式。
森林保全	森林の機能を損なわないで人間の社会生活に有効に利用すること。例えば、立木を伐採する際に、治水機能の低下や自然景観の損壊を計算に入れるなど、森林を経済的に活用するとともに、その存在価値を低下させないようにすること。
水源かん養林	樹木及び地表植生などにより降雨、融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の理水機能（洪水ピークの平準化、渇水の緩和）の維持増進を図り、洪水の防止及び水資源の確保に資するための森林。
穿孔性害虫	樹木や丸太の樹皮下または木質部に穿孔して発育・加害する昆虫の総称。
全国育樹祭	全国植樹祭と並ぶ国土緑化運動の中心的行事。（社）国土緑化推進機構と、開催地の都道府県が中心となり、皇太子殿下、同妃殿下の出席のもとに、毎年秋に開催される。育樹祭式典のほか、育林技術交流会、緑の少年団活動発表大会などが行われる。
全国植樹祭	（社）国土緑化推進機構と開催地の都道府県が中心となり、天皇皇后両陛下の出席のもとに、毎年春に開催される国土緑化運動の中心的な行事。植樹行事、お手まき行事のほか緑化功労者の表彰、学校植林・環境緑化コンクール入賞校の表彰、林業後継者大会などが行われる。本県では、2005年に潮来市の水郷県民の森にて第56回全国植樹祭が開催予定である。
風致林	名勝旧跡などに付随して、その景観を一層引き立てる要素となっている森林。
平地林	定義は、調査・研究の目的によって、また各県によって異なるが、茨城県では昭和52年より標高150m以下でかつ傾斜15度以下の森林と定めている。原則として市町村を単位とし、その森林面積の市町村の全森林面積に対する割合が70%以上の市町村を平地林地域とし、水戸市をはじめ63市町村（ただし、つくば市は旧筑波町地域を除く）がこれに該当する。
松くい虫	森林害虫の一種。アカマツやクロマツなどに寄生してその樹皮下及び材部を食害し、枯死させる鞘翅目昆虫（キクイムシ科・ゾウムシ科・カミキリムシ科）の総称。現在、全国的に発生している被害はマツノマダラカミキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによるものである。
マツノザイセンチュウ	樹木の材部に生息する材線虫の一種。全国的に発生している松枯れは、この線虫が樹体に侵入して起こる。マツノマダラカミキリが媒介し、被害木は夏の終わりから秋にかけて急激に赤変し、枯死する。

用 語	解 説
緑と水の森林基金	<p>(社) 国土緑化推進機構に設置された基金で、この運用益で国民参加の森林づくりの推進など、各種事業を実施している。近年の緑や水に対する関心の高まり、森林整備の必要性などから、国民、企業からの任意の拠出により、200億円規模を目標に1988（昭63）年に設立された。</p>
緑の少年団	<p>次代を担う少年少女が緑を通じて広く自然との関わりをもち、自然の学習と合わせ、自然を守り、公德心を高めながら奉仕活動を楽しく実践し、健全な心身の養成につとめることを目的とした集団。6歳から18歳の青少年で構成されている。</p>
緑の募金	<p>国民一般の国土緑化に対する理解と認識を高めるため、毎年主として春と秋に実施されている募金活動。その収益金は水源林、学校林などの造成や公共的植樹などに使われている。</p>
緑化推進機構	<p>第56回全国植樹祭の開催申請・実施団体であり、かつ「緑の募金」の実施団体。2001年（平成13年）に設立された。緑化運動の総合的企画・推進、森林整備・緑化推進団体に対する支援・助成、緑化思想の普及・啓発、緑化推進組織の育成・支援、緑化功労者の表彰等の事業を行う。</p>
緑化木	<p>良好な生活環境の維持・形成などのために、公園、工場、住宅、学校、道路などに植栽される樹木。</p>
レクリエーションの森	<p>国有林野のうち、人と森林とのふれあいの場として、国民の保健及び休養に広く利用されることを目的に指定した森林。①自然休養林のほか、②自然観察教育林、③風景林、④森林スポーツ林、⑤野外スポーツ地域、⑥風致探勝林がある。</p>

8. 林野行政, 法規, 制度, 組織に関する用語

用 語	解 説
1 級保安林	保安林解除の審査の際の級地区分で，治山事業の施行地，傾斜度25度以上のもの，人家等の周辺のもの，海岸林で林帯幅の少ないもの，残地森林等とし，第1級地に存する保安林を1級保安林とよんでいる。1級保安林については，「公益上の理由」による解除のうち，転用の態様，規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるものを除き，原則として解除は行われない。
入会権	特定地域の住民の団体が，特定の山林原野に対して，共同利用を営む慣習上の権利。なお，市町村や財産区の所有する山林原野のうち，その市町村の住民の一部だけで旧来の慣習によって使用することが認められている権利を‘旧慣使用权’という。
入会林野	民法で規定する入会権の目的となっている林野。一定の地域住民が旧来の習慣の下に共同して管理し，採草，放牧，木材生産などに利用している。
官行造林	公共団体所有の林地のうち，荒廃林を整備して林産物供給能力を高め，または水源林などの保安林機能を高めるため，地方公共団体に代わって国が造林を行い，将来，造林後の林産物収益は契約に基づいて両方で配分する事業。
共有林	法的には複数人の共有に属する森林であるが，実質的には部落有林等に類する山林。
グリーン・ツーリズム	農山漁村における滞在型の余暇活動のことで，日本，イギリスではグリーン・ツーリズム，ドイツではルーラル・ツーリズム，フランスではアグリ・ツーリズムとよばれている。農林水産省のグリーン・ツーリズム研究会の中間報告（1992（平4）年）では，グリーン・ツーリズムの概念を，緑豊かな農山漁村地域において，その自然，文化，人々との交流を楽しむ，滞在型の余暇活動のことで，農山漁村と都市が相互に補完しあい，共生していくことにより，国土の均衡ある発展を目指すことを基本とし，農山漁村地域における開かれた美しいむらづくりに向けた意欲と，都市住民の側に芽生えた新たな形での余暇利用や農山漁村空間への思いとに橋をかけるものと定義している。
国際森林年	F A O（国連食糧農業機関）は，砂漠の拡大，熱帯林の減少及び大気汚染による酸性雨被害によって世界の森林資源の枯渇や環境の悪化が懸念される背景のもとに，1985（昭60）年を国際森林年と決議した。これを受けて，世界各国は，森林の造成，保全に努力すべく啓蒙事業を実施した。日本も国，都道府県ともに国際森林年設定の趣旨に沿った各種記念事業を行った。

用語	解説
国定公園	<p>国定公園に準ずる自然景観の優れたところで、環境庁長官が、都道府県知事の申し出に基づいて自然環境保全審議会に諮って指定し、都道府県知事が管理する公園。</p>
国土利用計画	<p>国土利用計画法（昭49法92）第4条～第8条に基づく計画で、同法第2条に示された健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るという基本理念に即して策定され、国土利用に関する行政上の指針となるもの。</p>
国有林の地域別森林計画	<p>全国森林計画に即し、森林管理局長（支局長，分局長）が森林計画区別に、5年ごとに10年を1期として樹立する計画。国有林森林計画ともいう。森林の整備，伐採，造林，間伐，保育，公益的機能別施業森林の整備，林道などについて定めることとされている。</p>
国立公園	<p>法律に基づいて国が設置して管理する大規模な自然公園。1931（昭6）年に国立公園法が制定され、1934（昭9）年から全国の景勝地を選び、指定されている。1957（昭32）年に自然公園法が制定され、国立公園，国定公園，都道府県立公園に分けられ、土地所有権にかかわらず、自然景勝地は自然環境保全審議会（自然公園部会）に諮って環境庁長官によって指定されることになった。</p>
里山林	<p>農山漁村集落周辺にあり、かつては薪炭やシイタケ等の特用林産物を生産するなど人と深い関わりを有していた森林。1987（昭62）年に策定された第4次全国総合開発計画では、人間・社会とのかかわりを中心として森林を類型化（奥山天然林，人工林，里山林，都市近郊林）し、それぞれのタイプ別の森林の整備方向を示している。里山林については、児童生徒の学習の場や山村における都市との交流拠点など多様な要請があり、自然環境や国土の保全に留意しつつ、森林の総合的利用を図り、このため、広葉樹の価値を再評価しつつ、育成天然林施業等により、利用目的に応じた多様な森林を整備することとされている。</p>
市街化区域	<p>都市計画区域において、市街化するのが適当とされる区域。</p>
市街化調整区域	<p>都市計画区域において、市街化するのが不適当な地域，災害のおそれのある地域，農業として保存すべき地域，自然環境の保全を図るべき地域など。当分の間，集中的な公共投資が行われず，宅地造成も抑制され，農地の転用も困難となる。</p>
自然維持林	<p>国有林野のうち，原生的な森林生態系からなる自然環境の維持，動植物の保護，遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき森林。</p>

用語	解説
自然環境保全地域	自然環境保全法第22条に基づき、自然的社会的諸条件からみて自然環境の保全を図ることが特に必要な区域について、環境庁長官が指定する地域。
指定施業要件	保安林の指定目的を達成するために定められる施業上の要件。定めるべき要件は、①立木の伐採方法（禁伐、択伐、皆伐等の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽の方法、期間及び樹種である。
除地	国有林において、経営上の主目的によって土地を種類分けするときに用いられていた種類（地種）の1つ。
森林開発公団	森林開発公団法（昭31法85）に基づき設置されている法人。森林所有者による整備が困難な奥地の水源かん養保安林を対象に、分収林方式による水源林造成等を実施している。
森林共済	森林組合法（昭53法36）に基づき、全国森林組合連合会が行っている共済事業で、以下の2種類の事業がある。①全齢級の針葉樹及び広葉樹を対象に、火災、気象災（風害、水害、雪害、凍霜害、干害及び潮害）及び噴火による損害の発生により、共済金を支払う森林災害共済事業、②3齢級以上の針葉樹を対象に、上記の災害による損害の発生または被共済者等が損害防止等の業務によって死亡した場合に、共済金を支払う長期育林共済事業。
森林組合	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。森林経営に関する指導、森林の施業または経営の受託、森林経営の信託の引受け、森林の保護に関する事業等を行う。
森林国営保険	森林国営保険法（昭12法25）に基づいて行われる国営の森林保険。人工林における火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害）及び噴火による損失を補てんする保険で、任意加入の方式をとっている。
森林整備協定制度	上下流の地域の協力促進を図るため、上下流の地方公共団体が共同して森林整備法人の設立、分収林契約の締結等により森林整備を推進する制度。
森林整備法人	分収林特別措置法第9条により、造林または育林の事業及び分収方式による造林または育林の促進を行うことを目的とする民法第34条により設立された法人。地方公共団体が、社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の過半数を拠出しているものをいう。林業（造林）公社等のほか、水源林造成のための公益法人や緑化の推進を目的とする公益法人も森林整備法人として認定されている。

用語	解説
森林の流域管理システム	流域を単位として、その流域内の市町村、林業、木材産業等の様々な関係者による合意の下で、木材の生産から加工、流通にわたる川上から川下の連携を進め、民有林と国有林とが一体となった多様な森林整備と林業、木材産業の活性化を総合的に展開しようとする取り組み。全国158の森林計画区を単位として実施している。
森林法	わが国林政における最も基幹的な法律（昭26法249）。1897（明30）年に第1次、1907（明40）年に第2次森林法が制定され、1939（昭14）年の改定を経て、1951（昭26）年に現行のものが制定された。森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることにより国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。
森林・林業基本計画	政府が森林・林業基本法第11条第1項の規定に基づき策定する長期的計画。森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林資源整備、森林施業の各目標とその達成の方法が定められている。また林産物の供給及び利用について10年後の需給の見通しが行われている。
森林・林業基本法	森林の有する多面的機能の発揮を図るための森林整備保全の目標と、林業の持続的かつ健全な発展に資するため、山村振興等の政策の目標を提示し、その目標の達成に資するための基本的な施策を示すことを目的とする法律（昭39法161）。林業に関するいわば憲法ともいべき基本法の性格を有する。
生産森林組合	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合は、組合員の森林経営の一部（例えば、施業、販売、購買など）の共同化を目的とするが、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的とする。すなわち、組合員が、資本と労働と経営能力を提供し合って、森林経営を行うものである。
青年林業士	地域における模範的な林業後継者をいう。都道府県知事が委嘱し、地域におけるグループ活動や林業後継者の育成活動を行っている。
世界農林業センサス	「経済統計に関する国際条約」に基づきFAO（国連食糧農業機関）の提唱によって、農林業の生産構造、農林業生産の基礎となる諸条件を10年に1度、農林水産省統計情報部が中心となって実施する調査。わが国は昭和25年の1950年世界農林業センサスから参加した。林業の参加は1960年センサスからで、2000年センサスで5回目である。林業の調査は林業事業体調査、林業サービス事業体調査及び林業地域調査に大別され、その結果は①林業調査報告書、②同（慣行共有編）、③市町村別統計書、④林家抽出集計報告書などとして刊行されている。

用 語	解 説
施業実施協定	森林所有者が共同で森林施業を行うための取り決め。森林所有者個別よりも、近隣の森林所有者がまとまって施業を行うほうが効率的となる。
全国森林計画	農林水産大臣が「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況などを勘案して、全国の森林につき、5年ごとに15年を1期として樹立する計画。森林・林業政策の推進方向を明らかにするとともに、地域森林計画の策定に当たっての基準を示すもの。
第3セクター	地域開発などを行うために、国や地方公共団体と民間企業・団体との共同出資で設立される事業体。
特定保安林	指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に造林などの施業を早急に実施する必要のある森林が存在するもの。
都市近郊林	都市の近郊に位置する森林のことで、都市住民の生活、憩いの場として良質な居住環境を提供しており、身近で日常的なふれあいの中に存在している森林。1987（昭62）年に策定された第4次全国総合開発計画において、人間・社会とのかかわりを中心として森林を類型化（奥山天然林、人工林、里山林、都市近郊林）し、それぞれのタイプ別の森林の整備方向を示しているが、都市近郊林については、生活環境の保全や教育的観点などから保全を基本としつつ育成・整備し、また身近な緑とのふれあいの拠点を創出するため、地域住民の参加による森林管理方式等によって、森林づくりを推進することとされている。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画について必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律（昭43法100）。都市計画区域を区分して、市街化区域（既成市街地とおおむね10年以内に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）を定めることなどが定められている。また、都市計画制限として、これらの区域における開発行為を許可にかかわらしめるなどの措置をとっている。
土地基本法	土地についての国民の共通認識を確立するとともに、総合的な土地対策の実施を確保するため、国及び地方公共団体の政策の指針、国民、事業者の行動規範を定めた法律（平1法84）。
土地利用基本計画	国土利用計画法（昭49法92）第9条に基づき、都道府県知事が、当該都道府県の区域について、①都市地域、②農業地域、③森林地域、④自然公園地域、⑤自然保全地域の5つの地域区分及び土地利用の調整等に関する事項を定める計画。

用語	解説
都道府県森林審議会	森林法に基づいて都道府県に設置される都道府県知事の諮問機関。都道府県の森林に関する施策の重要事項（地域森林計画の樹立，保安林の指定等）を審議する。
日本木材総合情報センター	国民生活を支える基礎資材として重要な役割をもつ木材の需給，価格，消費及び流通に関する情報の収集，分析及び提供等を推進し，木材の需給及び価格の安定を図り，林業及び木材関連産業の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的として，各種事業を実施している財団法人。前回は，日本木材備蓄機構（1974（昭49）年設立）。1991（平3）年4月に改組。1996（平8）年に「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」に基づき，農林水産大臣から木材安定供給確保支援法人の指定を受け，各地の流域森林・林業活性化センターの活動を支援するため，講師派遣，研修会の開催，各種情報の提供等の活動を行っている。
日本林業経営者協会	林業経営者を会員とする社団法人で1962（昭37）年設立。日本林業を活性化するため，会員である林業経営者に対し，経営指針の提示，法人化の推進，経営指導，技術の実践，あるいは行政との意志疎通の円滑化等の活動を行っている。
農家林家	統計用語で，林家のうち，農家であるもの。世界農林業センサスでは，世帯である林業事業体のうち，農家である世帯をいい，調査時点での保有山林面積が1 ha以上の林家をいう。
農林漁業金融公庫	農林漁業の基盤整備，構造改善を主な融資分野とする長期低利の金融機関。農林中央金庫，その他一般の金融機関が融資することを困難とするものを融通する目的で，農林漁業金融公庫法に基づいて1953（昭28）年に設けられたもの。林業者は造林，林道の造成，林業施設の造成・取得，林地の取得などに必要な資金の融資が受けられる。
農林中央金庫	農林漁業者や農林漁業者を直接または間接に構成員とする信農連，組合などの所属団体などに対し，農林地域における産業基盤及び生活環境の整備に必要な資金を融通するため，1923（大12）年に設立された特殊金融基金。林業関係資金には，森林所有者資金，低利貸出資金（生産基盤整備資金，木材流通近代化資金），普通資金，生産加工流通資金がある。
伐採計画の変更命令	伐採届出書に記載されている伐採面積，伐採方法又は伐採する年齢に関する計画が，市町村整備計画に適合しないと認められるときに，市町村長が伐採届を提出した森林所有者等に対して，その伐採計画を変更することを命ずること。

用 語	解 説
伐採届出制度	<p>森林法第10条の8に伐採の届出制が定められており、森林所有者などは地域森林計画の対象となっている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）を伐採する場合、あらかじめ都道府県知事に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種などを記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならないことになっている。</p>
分収林制度	<p>森林の土地所有者と造林又は保育及び管理を行う者の2者、あるいは、これらに費用負担者を加えた3者で契約を結び、共同で森林を造成・育成し、伐採時に収益を一定の割合で分け合う制度。分収林には、植栽の段階から契約を結ぶ‘分収造林’と、育成途上の森林を対象に契約を結ぶ‘分収育林’とがある。</p>
保安林	<p>水源のかん養、土砂の流失その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（立木竹の伐採、土地の形質の変更などの制限、植栽の義務）が課せられている森林。保安林は、その指定の目的により次の17種類がある。水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林、風致保安林。</p>
保護林制度	<p>国有林において、学術の研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等を目的として区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、森林を保護する制度。平成元年には、「森林生態系保護地域」の設定等を含む保護林の再編・拡充が実施された。</p>
流域森林・林業活性化協議会	<p>流域森林・林業活性化センターの内部組織で、地域ぐるみで森林の整備や林業・木材産業の活性化を推進するための組織。いわば、森林の流域管理システム推進のための実働部隊。活性化基本方針及び活性化実施計画の策定、流域内の林業・木材産業に係る諸問題解決のための協議、情報の収集・提供活動などを行っている。協議会のメンバーは、国（森林管理署）、地方公共団体、林業経営者、森林組合、林業事業体などから市民団体まで幅広い層で構成されている。</p>
流域森林・林業活性化センター	<p>流域森林・林業活性化協議会における関係者間の意見調整、合意形成の促進を通じ、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた任意団体。森林の流域管理システムの推進母体。流域内の市町村、森林・林業・木材産業の関係者等からなる。</p>

用 語	解 説
林家	所有山林または所有山林以外の保有山林が1ha以上の世帯をいう。統計調査用語であり、2000年世界農林業センサスによれば、わが国の林家数は101万8,744戸である。（前回調査時は10ha以上が対象であった。）
林業改善資金	林業改善資金助成法（昭和51年法42）に基づき、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業後継者の養成確保などについての林業従事者などの自主的努力を積極的に助長するため、中・長期にわたり無利子で貸し付けられる資金。資金の種類は、林業生産高度化貸金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金の3つに分けられている。資金の原資は、国・都道府県の財務資金によってまかなわれており、都道府県は、林業改善資金特別会計を設置して、林業従事者などに対し、林業改善資金の貸し付けを行っている。
林業改良指導員	森林法第187条に規定される普及指導員で、民有林の森林所有者、林業従事者などに接して林業に関する技術及び知識を普及するため、都道府県の地方事務所などに配置されている林業技術者。A gと略称され、都道府県条例に基づいて資格試験が実施される。
林業技士	森林施業計画の作成、素材生産・造林などの事業に係る計画作成及び実行、治山・林道などの調査設計及び施工管理、森林の評価などの技術的業務を行う専門的林業技術者。林業技士養成事業に基づく講習を修了し登録された者をいい、登録部門は林業経営、林業機械、森林土木、森林評価に分かれる。
林業研究グループ	林業経営の改善及び林業技術の向上を目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動、共同事業などを行うグループ。
林業公社	森林所有者が自ら行うことが困難な地域等において、分収林方式により森林整備を行うことを目的として設置される公益法人（名称は林業公社、造林公社、森林整備公社等）。
林業事業体	林家、林家以外の法人、団体、グループ。林家以外の林業事業体としては、会社、社寺、森林組合、造林組合、農協などの各種団体組合、財産区、市町村、都道府県、国などがある。
林業専門技術員	森林法第187条に規定されている普及指導職員で、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究を行い、林業改良指導員を指導する。専門事項は、林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械、普及方法等の部門がある。S pと略称され、国が行う「林業専門技術員資格試験」に合格した者でなければ任用されない。

用 語	解 説
林業白書	<p>森林・林業基本法第10条により、政府は、毎年、国会に、林業の動向及び政府が林業に関して講じた施策に関する報告並びに講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならないとされており、これにより提出された報告を一般に林業白書とよんでいる。林業白書の第一回は、1965（昭40）年（昭和39年度実績）第48回国会に出された。</p>
林業労働力確保支援センター	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律（平8法45）に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、高性能林業機械の貸付、委託募集の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業者の事業の合理化、雇用管理の改善を支援することとしている。</p>
林政審議会	<p>森林・林業基本法第29条に基づいて農林水産省に設置される内閣総理大臣及び農林水産大臣などの諮問機関。林業に関する施策の重要事項（林業の動向に関する年次報告、林業に関して講じた施策、森林・林業基本計画、国有林野事業の改善に関する計画その他）を審議する。委員は30人以内で学識経験者のうちから、農林水産大臣の申し出により、内閣総理大臣が任命する。任期は2年。</p>
林地開発許可制度	<p>森林法第10条の2の規定に基づく民有林の開発行為の許可制度。1ha以上の森林の開発行為が都道府県知事の許可対象となっている。森林の有する公益的機能を確保し、土地の適正な利用を図ることを目的としており、周辺地域の保全など一定の基準が達成されない場合は許可がなされない。</p>
林道網整備計画	<p>林道の適切な配置を行うとともに整備路線、事業量などを明確にし、林道事業の円滑な推進を図るため、「森林資源に関する基本計画」を踏まえ、都道府県知事が策定する計画。林道網整備全体計画及び林道網整備5ヵ年間計画からなる。</p>